

# 令和5年第4回玉東町議会定例会会議録

令和5年12月11日玉東町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 令和5年12月11日午前10時00分招集
2. 令和5年12月11日午前9時58分開会
3. 令和5年12月11日午後5時21分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田移津行	教育長	下地哲雄
総務課長	古閑康広	産業振興課長	清田豊
建設課長	小島隆一	町民福祉課長	上田直紹
税務課長	前田周一	企画財政課長	西浦仁敏
保健介護課長	清田浩義	会計管理者	井上浩成
教育委員会 事務局長	清田博之	農業委員会 事務局長	岩川康幸

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬伸一	議会事務局書記	塚本洋子
--------	------	---------	------

- 
10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問(8名)

3番 大城戸廣澄議員

9番 吉住貞夫議員

5番 坂村勇治議員

1番 前田大樹議員

4番 狩野勝次議員

7番 林 和廣議員

6番 坂本和也議員

2番 功刀圭一議員

日程第4 議案第54号 令和5年度玉東町一般会計補正予算（第6号）専決第6号

日程第5 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第56号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第57号 玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第58号 玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第59号 玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第60号 玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第61号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第12 議案第62号 玉東町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第13 議案第63号 玉東町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程第14 議案第64号 玉東町職員等の旅費の支給の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第15 休会の件

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

7番 林 和 廣                      8番 清 田 高 広

---

開会 午前9時58分

○議長（松尾純久君） ただ今から、令和5年第4回玉東町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松尾純久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において7番、林和廣君、8番、清田高広君を指名します。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月11日から13日までの3日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日12月11日から13日までの3日間に決定しました。

町長のあいさつ及び提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おはようございます。

令和5年第4回玉東町議会定例会提案理由説明並びにごあいさつを申し上げます。

本日ここに、令和5年第4回玉東町議会定例会を招集しましたところ、公私とも御多忙中にもかかわらず、皆様方の出席を賜りまして開会できますことに深く感謝を申し上げます。

開会にあたり、町政諸般の御報告をいたします。

先月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を実施するために必要な経費等を追加した「令和5年度補正予算（第1号）」が20日国会に提出され、29日に予算成立しました。物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援として、住民税非課税世帯への7万円給付金事業等を実施するための重点支援地方交付金等が盛り込まれております。当該給付金事業に要する経費については、本定例会に提案いたします一般会計補正予算（第7号）に計上しております。

先の定例会でも御質問がありました「町内共通買物券事業」についてですが、財源のめどが立ったことから、物価高に苦しむ町民の皆様へ一刻も早く支援策を届けるため、事業に要する経費を専決処分し、町民1人当たり1万円の買物券を先月26日に一斉配布いたしました。

また、県と市町村、県LPガス協会が共同で実施しております「LPガス価格高騰対応生活者支援事業」は、1世帯当たり6,000円を支給する事業で、先週8日が申請期限でした。しかし、より多くの方に支援を届けるため、今月25日まで申請期間の延長が決定しました。今後、新聞広告やテレビCM等において周知される予定ですが、町としましても期間延長の周知に努めてまいります。

今月1日に「第4回木葉駅ピアノコンサート&駅前イルミネーションヒカリノコノハ点灯式」が開催されました。今年で4回目の開催となるこのイベントは、コロナ禍においても中止することなく毎年開催されており、町内外問わず多くの来場者で賑わいました。

本町では、ロシアの軍事侵攻により避難を余儀なくされたウクライナ避難民を昨年度より受け入れており、現在、5世帯15人が本町で生活しています。去年に引き続き、収束の見えないウクライナ情勢に思いを寄せ、ウクライナの国旗をイメージしたツリーをはじめ、素晴らしいイルミネーションを商工会青年部と職員が作ってくれました。

イルミネーションが点灯し、駅前が輝きに包まれると会場は歓声に沸きました。そして、コンサート出演者によるピアノの音色や歌声が、冬の夜空と来場者の心に優しく響いていました。今

年もウクライナカラーに輝くツリーを目にした方が、平和への思いを強くしていただけるものと思っております。

それでは、本会議に提案します議案の概要を説明いたします。

議案第54号は、専決処分を行ったもので、本議会に報告し承認を求めるものです。

一般会計補正予算（第6号）において、終わりの見えない物価高騰に対し、町民の皆様の生活を守るための手立てとして、町内共通買物券事業に係る経費を専決処分いたしました。

議案第55号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、令和5年人事院勧告に係る勧告内容に基づき、本町職員の給与等を改定する必要があるため、条例を改正しようとするものです。

議案第56号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第57号「玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第58号「玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じて、期末手当の支給割合等について改正を行う必要があるため、条例を改正しようとするものです。

議案第59号「玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、令和5年人事院勧告に係る勧告内容に基づき、第2号会計年度任用職員の給与等を改定するため、条例を改正しようとするものです。

議案第60号「玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の交付に伴う改正及び保険税水準の統一に向けた賦課方式の変更、税率等の改正を行うため、条例を改正しようとするものです。

議案第61号「機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、令和6年5月1日の機構改革に伴い、関係規程の整備を行う必要があるため、条例を制定しようとするものです。

議案第62号「玉東町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」、議案第63号「玉東町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」は、公営企業会計の適用のさらなる推進について（総務大臣通知）等を受け、令和6年4月1日より玉東町簡易水道事業に地方公営企業法を適用するにあたり、新たに条例を整備する必要があるため、この条例を制定しようとするものです。

議案第64号「玉東町職員等の旅費の支給の特例に関する条例を廃止する条例の制定について」は、玉東町職員等の旅費の支給の特例に関する条例が制定され15年以上が経過し、財政状況が改善されたことにより日当の支給を行うにあたり、本条例を廃止する必要があるため、この条例を制定しようとするものです。

議案第65号は、「令和5年度玉東町一般会計補正予算（第7号）」であります。今回補正する額は、5億3,221万3,000円の増額で、補正後の予算額は66億1,485万8,000円となります。

その主なものは、総務費では、新庁舎をはじめとする町有施設の整備に要する経費に充当するため、町有施設整備基金積立金を2億円計上しています。また、ふるさと納税寄附金の増加に対応するため、返礼品業務の経費等で2億円を計上しています。

民生費では、今般、国において住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり7万円の給付金を支給するとされたことから、所要の経費について5,039万4,000円を計上しています。

土木費では、道路及び排水路の整備に要する経費として、1,150万円を計上しています。

また、歳入において、ふるさと納税寄附金基金繰入金2億9,268万6,000円を計上し、寄附者が指定した用途に財源充当を行っております。基金繰入等の増による歳入余剰は、財政調整基金繰入金を減額して調整しております。

議案第66号は、「令和5年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。繰越金が確定したことによる補正が主で、歳入歳出それぞれ5,110万3,000円を追加し、予算総額は7億4,710万6,000円となります。

議案第67号は、「令和5年度玉東町簡易水道特別会計補正予算（第1号）」です。繰越金が確定したことに伴いまして、一般会計繰入金を減額調整し、歳入歳出それぞれ71万円を追加し、予算総額は1億3,117万1,000円となります。

議案第68号は、「令和5年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第2号）」です。繰越金の確定による補正が主で、歳入歳出それぞれ4,407万2,000円を追加し、予算総額は8億326万9,000円となります。

議案第69号は、新庁舎建設工事に係る工事請負変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第70号は、字の区域の変更についてです。現庁舎の所在地番を新庁舎でも使えるようにするための合筆を進めるにあたり、字の区域の変更が必要となるため、議会の議決を求めるものがあります。

最後に、議案第71号及び第72号は、人事案件です。玉東町固定資産評価審査委員会委員と人権擁護委員の選任について同意を求めるものです。

以上、簡単ながら本会議に提案いたします議案の要旨について説明いたしました。詳細につきましては、主管課長より説明がありますので、十分審議なされまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます、あいさつ並びに提案理由の説明といたします。

○議長（松尾純久君） 町長のあいさつ及び提案理由の説明が終わりましたので、議事に入ります。

---

### 日程第3 一般質問

○議長（松尾純久君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） おはようございます。

2点伺います。役場新庁舎建設について。

まずそれからですね、建設工事の進捗状況についてお聞きいたします。

次に、民間テナント事業者、業種等の予定について。また、テナント応募の時期、方法について。民間テナントの部分に係る費用は補助金と家賃収入により、13年で償還でき14年目から収入が黒字になると言われていたが、テナント料は算定されていますか。令和4年12月議会で、今後町内の事業者、商工会と協議の場を設けると言われていたが、その結果についてお聞きします。

2点目、山口・町区の土砂災害警戒区域指定の公示について。

ちょっと通告書と一部ちょっと訂正しますが、よろしくお願ひします。2020年の防災マップでは、町区の町公民館付近が特別警戒区域、この部分をですね、少し訂正で、町区の町公民館付近から山口公民館付近まで、この特別警戒区域をですね、特別を省いて警戒区域に訂正をお願いします。最初から言います。2020年の防災マップは、町区の公民館付近から山口公民館付近までの警戒区域として指定されていたが、今回新たに指定される予定の調査内容について。それから指定される予定区域の住民への周知はいかがですかということでお聞きします。

よろしくお願ひします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問については、専門に詳しく調べております担当課長よりまず説明をさせます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

まず建設工事の進捗についてですが、現時点では予定されている年度末竣工に向け、順調に工事が進んでいる次第です。

次に、民間テナント事業者、業種等の予定についてですが、これまでの議会全員協議会での説明や議会答弁で申し上げたとおり、飲食料品小売業や金融機関を公募により募ってまいります。公募の時期について、既に企画財政課において公募要項の策定作業に着手していることから、まもなくとお伝えさせていただきます。

次に、民間テナント料、つまり家賃については、不動産鑑定士の不動産調査報告書に基づき、概ね算定を終えておりますが、公募要項公表前の現時点においては、公表すべき数値ではありませんので、回答については差し控えさせていただきます。

また、昨年の12月議会において大城戸議員から、1階部に民間テナントを設置することで3階建てとなり、一般的な庁舎建設より高い建設費となり、町民に財政負担が重くのしかかるのではないかと御質問をいただいております。それに対しまして私から、1階部の民間テナントについては、整備に対する補助金と家賃収入があるため、13年で償還し、14年目からは家賃収入が黒字になると見込んでいるとお伝えしております。この答弁に関してですが、整備費や補助金額が固まってきた現時点で算定し直した結果、12年で償還、13年目からは黒字になるという結果となり、計画時点よりも大幅に有利な結果に着地できる見込みとなりました。これは公募型プロポーザル

で事業者選定を行ったことで、事業者間の競争が生まれ、整備費が大幅に圧縮できたことなどの利点が生じたこととなります。

最後に、昨年12月議会において、町内事業者、商工会と協議の場を設けると発言していたことに関する対応について、町が商工会会員全体に対して説明する機会を設けることができませんでしたが、今年5月に開催された玉東町商工会通常総会において、庁舎建設に関して触れられた中では、特段の反対意見が出なかったと聞いております。

また、7月3日から8月25日にかけて、町長が町内の15行政区をまわる地区懇談会を実施した中で、新庁舎の1階部に民間テナントを入れる理由を説明し、町民の意見聴取を行ってきたところでもあります。否定と肯定の双方の視点での御意見をいただきましたが、肯定意見のみが出た地区はあれど、否定意見のみとなった地区は一地区もなかったことを申し添えておきます。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 3番、大城戸議員の二つ目の御質問にお答えいたします。

土砂災害警戒区域につきましては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、人家に影響を及ぼす恐れのある土砂災害の発生する可能性がある区域について、熊本県が地形、地質、降水、土地利用等の状況等を調査し、土砂災害警戒区域のイエローゾーンと、土砂災害特別警戒区域のレッドゾーンに指定するものです。

議員御質問の今回の調査内容ですが、2020年防災マップに記載されている町公民館付近の土砂災害特別警戒区域については、一巡目の調査により、平成29年度までに指定が完了したもので、現在は二巡目となる基礎調査が実施されているところです。町内の指定件数につきましては、令和5年12月1日現在で、イエローゾーンが121か所、うちレッドゾーンが含まれているものが112か所となっておりますが、今回の基礎調査で新たにレッドゾーン6か所を含む8か所の追加指定が必要になったところです。指定予定の地区は、上木葉2か所、木葉山口2か所、稲佐1か所、西安寺2か所、原倉1か所で、今年度中には指定完了の見込みとなっております。追加指定が予定されている区域の住民皆様への周知については、県と町との連名で、当該区域が指定される見込みであることを事前にお知らせするため、土砂災害から身を守るための大切なお知らせが送付されているところです。

また、基礎調査の結果については、県のホームページの土砂災害情報マップで公開するとともに、県玉名地域振興局及び町において閲覧でき、一般の方にも周知を行っています。町といたしましては、引き続き警戒避難態勢を構築し、住民の皆様を災害から守り、安心して暮らせるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 最初の庁舎建設についてですが、進捗状況は、計画どおり年度末、来年の3月いっぱいでき上がって、5月には新庁舎で開庁するという予定で進んでいるということ課長言われましたが、それは何よりですが、そのほかに開庁までには、庁舎というのはPS

Cということで、吉永産業グループが建設共同体をつくって、SPCですかね、その企業体をつくって今、工事を進められておられますが、庁舎と別にもうでき上がるまでか、でき上がったら新庁舎に移行するまでに、その他の防災行政無線設備とか、あるいは耐震装置とか、サーバー類、そのへんの移設工事等も必要になってきますが、そのへんは今からとかが主になると思いますが、その点も打ち合わせ等はスムーズにいつているんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

ちょっと待ってください。先般、9月ですね、全員協議会の中でもお伝えしたかと思うんですけども、SPCが担当する業務と、それ以外の議員がおっしゃられた移設業務があります。これにつきましては、9月議会の補正予算の中で、一部移設業務に関する予算も盛り込んでおりますし、当初予算に盛り込む業務もあります。それぞれですね、サーバー移設であるとか、防災無線の移設であるとかですね、震度計の移設とかありますけれども、それぞれ担当ごとですね、協議のほうを進めておりますので、順調にその部分も進んでいることをお伝えしておきます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 予定どおりということではいいたのですが、その次ですね、テナントについてですが、飲食店、食料品と金融機関等と言われましたが、もう少し深くといいますか、今、相談とか、あるいは全くこれからとか、その付近はもう少し分かれば願います。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

現時点ではですね、公募前の段階ですので、なかなかその歯切れのいい回答はできないんですけども、金融機関においてはですね、すごく興味を示してくれている業者があることをですね、一応ここでお伝えしておきます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 金融機関が少しそういう答えが出ているという、反応があるということと言われましたが、1階は1,000平米ぐらいありますね、大体ですね、大体1階は1,000平米ですね。その中で食料品と金融機関、金融機関が入った場合は、どのくらいのスペースで金融機関が入ると予測されますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

1階部分ですね、1,000平米はないかと思うんですけども、うちですね、テナントを占有する部分が480平米ほどあります。テナントが入るところがですね。一応それを6区画に分けているんですけども、先ほど言ったように飲食料品を扱う小売業とですね、金融機関ということ

想定していますので、これはまだあくまでも案の段階ですけれども、一応金融機関としてはですね、6区画のうちの2区画をですね、利用して、120平米ほどですけれども、それくらいの規模感で金融機関のほうをですね、公募していきたいというふうに考えているところです。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 2区画というと4分の1を、1階のテナントの4分の1を金融機関が占めるというような感じですが、まあですね、金融機関、私も町民もですが、役場の1階にはATMと職員が1人か2人ぐらい、そういう金融機関は必要だろうと思いますので、それは必要だと思いますが、4分の1のスペースを金融機関が取ってですね、金融機関ていうともですね、銀行金融機関はですね、通帳を1回作ればですね、もう銀行に行くことは住民は、町民は必要ないのでですよ。もう今は通帳を銀行で1回作れば、あとはですね、コンビニで出し入れはできるわけで、貴重な町の庁舎の1階の一番重要部分に4分の1も金融機関がもしも占めるならですね、もし私ならですね、2階に上がってくれて言いたかです。私ならですね、もしも入ればですね、私は退職金を銀行に預けていますが、下ろします。そういうことで多分町民の人たちは、銀行は広いスペースの金融機関は必要ないだろうと思います。

それと8区画のうちでどうにか話ができるかなあとというテナントは、いくつかははっきりまだ分かりませんか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

すみません、訂正させていただきます。一応テナントはですね、8区画ではなくて6区画、それと何だったですかね。

（訂正じゃない、最初から6区画だよ。）

それと何だったでしたっけ。

（大体決まっている飲食店、食料品店はまだはっきり分からん状態ですかね。）

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

銀行は広くないでもいいとおっしゃいますけど、相手の立場から考えていかないかと。借り手の立場から、どれだけ銀行が必要とするのか、それを相談しながらやっていると。必要か必要でないかは銀行サイドが決めてくる。テナントのほうも一緒なんです。食料品とか飲食店とか、そういうのもですね、相手がどれくらいの広さが必要だというのに対してですね、こたえていく必要があります。こっちでどこだと決めるわけにはいきません。今から公募していきますからしばらく待っててください。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長今、言われましたが全然違うじゃないですか。町長は最初の計画はですね、1階に町民が買い物に来るように、町が店が少ないからスーパーを、テナントを入れるということでされて、相手の銀行がスペースを広く欲しいというなら広く貸すんですか。私はさっき言ったように、町民は銀行はですね、通帳を1回作れば行く必要はないんですよ。広いス

ペースは要らんとですよ。そこに銀行を作るならですね、銀行は必要ないと、町民は必要な役場に行くときに2階、3階に上がって行かなんと、何のための庁舎ですかということで、町長の最初の考えを変えてはいかんとですよ。またそういう1階に今あまり行かない銀行に、どこかの銀行が広くスペース取ってもですね、お客さんは来ないですよ。長続きしないと思います。そう私は思っておりますが、じゃあテナント料は専門家に頼んで試算をされているということで、テナント料を含めて今からちょっと募集をされるということですが、いつからされるかということ、どういう方法で、そのへんをもう少し詳しく。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

あなたが思っていることと町民が考えていることは違うと思う。一方的に言われてもね、こっちで計画しているように進めていく。それに賛成か反対か言うてくれ。今から公募していくから、まもなく公募と言ったでしょう、課長が、その中で業者選定もして行って、広さも限られたスペースの中でやっていくと。しばらく待ってください。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長しばらく待ってと言われてもですね、もう開庁は来年の5月ですよ。それで今までにですね、この公募については、テナント料も以前説明して、今、専門家ということだったので今日聞いたわけで、もう試算できたということで安心しましたが、公募はいつからということで、今まで、今年の8月か9月ごろから公募をかけますということで答弁されているので、まだネットを見ても出ていない、心配でちょっとそれを聞いているわけです。ほっただけもう時間があんまりないんですよ。それでまだ公募していないということだから、実際もうその開庁した時点、あるいは少し遅れてもテナントが入って、計画どおりの運営ができるんですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

庁舎は5月の連休をはさんで移転しますけど、テナントはその後なんですね。現庁舎が建っております。現庁舎の解体をせないかん。そして整備して、そのあとでテナントが入ってくる。現庁舎が建ったままでテナントをオープンしても、来る人がまわらないかん。正面から入れない、解体事業があっっていますから、そういう中で、だから来年の10月1日、オープンはそれくらいになるかと思えます。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 一応庁舎は3月いっぱいで一応でき上がって、5月から役場の仕事を庁舎は開庁する。それで今、町長は、テナントは営業はすべてでき上がるとは10月ぐらいのオープンだろうと言われてたんですが、最初からもうずっとそれが計画じゃなくて、なかなか決まらないのでずっと遅れてきているんじゃないですか。計画どおりになるんですか。大体ならもう5月から新庁舎ができるなら5月からテナントもオープンするとが普通じゃないですか。遅れるなら、ちょっとずれがあればもうテナントのお客さんあたりもちょっとまずいんじゃないかと私は

思うんですが、いかがですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えしますけど、ちょっと頭の中で想像してみてください。新庁舎が5月にオープンして、今使っている現庁舎、これがまだ建っているんですね。そこから解体が始まるんです、移転してから。では解体が始まる中で、銀行とか商店がオープンしてもなかなか来づらいところがあります。だったらですね、やっぱり業者はですね、この前のほうは解体して駐車場のきれいな整備があってから、そしてから入るわけですよね。私が業者だったらそうします。新庁舎ができて現庁舎の解体がありよる中で、店をオープンしてもなかなか入りづらい点がありますから、以上です。

（計画が遅れているんじゃないかと。）

計画は順調に進んでおります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長は5月から新庁舎開庁、それから現古い庁舎を解体して駐車場を造って、そのあとに、それから募集も含めてして、それからある程度整備して募集して、それから10月からオープンと言われますが、普通ですね、自分の懐の金じゃないんですから、町民の税金の予算でできるんですから、もう10月からテナントが空いた状態とかできないんですよ。それでもう半年、今年12月いっぱいぐらいには80%ぐらいは、テナントが6区画ぐらいだったら4区画ぐらいはですね、もう決定しとかんと計画どおり私はいかないと思うんですよね。

でき上がったあとから募集をかけるんじゃなくて、もうある程度目途がついて契約前ぐらいにいくぐらいのところになつとかんと、それでテナント状況は、もう庁舎のほうはですね、予算が執行していますので金が出せば業者はするんですから、当たり前庁舎はできています。中のテナントについては、計画どおりにいかないと、今後町に影響する、町民にも影響するから、現状はどうですか、今後どうですかて聞いたんですが、今までの答弁、町長と課長の答弁では、まだはっきりと決まっとらない状態で、今からまだ募集もかけていない、これだったらやはり心配じゃないですか。早めにちょっと応募をしていただきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えしますけど、勝手に自分でどうあるこうあると決めないでください。だれもね、業者の公募はでき上がってからするというのはだれも言っていない。公募はまもなくすると、公募はするんです。そして決まってから準備をしていただくと。オープンには庁舎の解体が終わって、整備が終わった中でオープンはするんじゃないかなあと、そこもね、業者が決まったあとに話し合いをやらないかと、そういう見通しを立てているだけのことです。以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それでは企画財政課長、以前13年でその1階分のテナント部分は償還できるということを言われて、今日ちょっと1年早く12年で償還できると言われてましたが、予定どおり6区画をテナントが決定して入って営業されたら、テナント料は計算されていますのでそ

うということになります。私的にはそんなに早くテナント料が回収できるかなあてちょっと思うんですが、その試算された専門業者は、専門業者ですね、どういう機関に、テナント料は大体普通一般的なテナント料と、そういう感じで試算されとつとですかね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 不動産の鑑定についてはですね、不動産鑑定業者にですね、委託しているところです。それから償還の試算についてはですね、これは職員のほうで試算をしております。平米当たりの単価数については、以前全協とか本議会で説明したときに使ったですね、用いた平米当たりの単価を使って、今回職員のほうで試算をしております。

その要因としましては、先ほど言ったように1階部分というのは補助金とか入ってきますので、そのへんを控除した後にですね、家賃収入を当てはめて算定しているところです。償還期間が短縮された大きな要因としては、事業費が当初20億円見込んでいたのが16億円と大きく圧縮された要因で、償還が早い段階で償還できるということになったものです。以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 課長が試算するように償還できたら、本当に町もいいと思いますので、そうあったらいいと私は思います。

それで、この役場の3階建ての1階にテナントの件も、先ほど言われましたように、各行政区の相談日に庁舎についての話をした中で、否定するような意見も出なかったということをおっしゃって、商工会のほうでもまた庁舎、テナントについての商工会についての協議の中でも、反する意見はなかったということをおっしゃって、地区懇談会にしても私も地区で行ったんですけど、行政側からの説明担当の職員と、地区で懇談会に参加したほとんど同じぐらいの人数ということの中で、なかなか町長がおられる中で、本当にテナントの必要性についてははっきりと言えたかなあという思いも私にあります。

そういうことですね、この庁舎についてはですね、議会の賛成多数で議決し、執行されていますが、テナントの必要性についてはですね、私と坂本議員と坂村議員以外はですね、賛否の意向等はですね、今までほとんど意見は聞いておりません。今日、今回の12月議会ですね、5月の開庁に向かって盛り上げてもらいたいと思います。

庁舎については質問しませんが、一応まとめとしてですね、町民の人たちのテナントは必要ないの声と、行政側のずれた状態で建設が進められているが、町職員の町民のための仕事しやすい、また町民の人たちが利用しやすい庁舎になってほしいと思います。

庁舎の質問はこれで終わります。

次ですね、防災についての、この災害区域の再調査の指定は、これ何でかという、今回、木葉山に土砂崩れが2か所起きておりますが、2か所のうちの下の方の土砂崩れについて、調査をされて山口区と町区の個人個人の家にかような予定をしておりますという通知が来たことで、一応質問したんですが、何でかという、今度この指定により木葉小学校の体育館が、山口公民館も一緒ですが、木葉小学校の体育館が今まではイエローゾーンになっただけですよね。それで今回通知の中に、県から来た通知の中にはですね、レッドゾーンまたはイエローゾー

ンに指定を予定しておりますという通知があったものですから、今のところでは、この小学校の体育館はイエローゾーンで、警戒区域の指定になっておりますが、イエローゾーンでどうにかクリアということで指定になっております。それをもしレッドゾーンになれば、木葉小の体育館が避難所として外されるということで、外されれば山口区と町区が避難所として利用されなくなるということでの質問です。

それで、この調査は県が委託した業者に調査されたと思うんですが、最終指定は県ですか市町村長ですか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

最終の指定者は熊本県でございます。以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それで私は地元ですから、山とその付近はちょっと少し分かりますので、今回指定されたところは、土砂崩れのその土砂崩れが下に流れ出ないように、1メートルの1メートル、1立方ぐらいの土砂を土嚢に入れてから下のほうにいっぱい積んであります。それが崩れないように土砂を留めてあるんですが、それが袋が破けて露出した状態になっているので、危険状態、下に流れるということで、今回調査されてどうするかということになっていると思いますが、揚区と町区の山口区の木葉山に対しては、木葉山の谷が二つあります。二つの谷があって、その谷を通過して下のほうに扇状に土砂が流れていきます。それで今回の土砂崩れは、西側の谷というのがですね、小学校から西側の谷です。小学校から東側の谷は町区と揚区の谷に当たりますが、今回の土砂崩れは西側の谷ですから、それが土砂崩れが起きた場合には、町区のお宮の西側の谷を流れて、小学校の上の池に達します。谷になっていますので、その谷を通過してその土砂の量の状況から予測して、私は池に土砂が流れ込んでくると思います。その池は小学校の体育館を一つぐらい溜めるぐらいの池ですので、その池でもつだらうと予測はします。そして、それから想定外、下に土砂がきた場合には、町区の一部と山口区の一部のほうに被害をもたらすと思いますが、通知でもらった予測されている想定は、扇状に広くされていますので、災害は予測を大きくすべきでありますけれども、避難所の関係でその調査と協議はですね、県だけじゃなくて地元の地形を知った人たちとの協議あたりにも必要じゃないんですか。お伺いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

まず、大城戸議員が先ほどから、木葉小学校がレッドゾーンになるというふうにおっしゃっていましたが、これにつきましては、宇都宮神社付近から上のほうに240メートルぐらいですか、そのくらい行ったところがレッドゾーンでございます。そこから流れ出る土砂についてがイエローゾーンになりますので、直接的に木葉小学校がレッドゾーンになるわけではございません。木葉小学校付近につきましてはイエローゾーンでございます。

それから、先ほどおっしゃいました、町がその調査に関与、地区の方ですかね、地区の方が調査に関与ということでございますが、これにつきましては、法律のほうで、熊本県が状態に沿っ

た調査を行うとされております。そのあと住民の方につきましては、その指定の内容を報告する。それから、町が意見の聴取を受けてそこから指定となっておりますので、法律に従って指定を待ちたいと考えております。以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 課長言われましたように、県が指定をして、町と相談をしながら最終的に県が指定ということですが、今のところはイエローゾーンで避難所として使用されます。通知の中にですね、やはりこれは私じゃなくて該当するところの山口区と町区にお知らせとして県から通知来たんですけど、レッドゾーンまたイエローゾーンに指定を予定しておりますということで、もし、まだそれで意見があるならば意見をということでありましたので、こういう質問をしているんですけど、今までどおりイエローゾーンだったらですね、今までどおりの町区の公民館を避難所として利用できる。これができなくなるとですね、やはり役場のほうまで、福祉センターまで避難するとなると、相当実際町民には影響します。

それでですね、2年ぐらい前がですね、やはりこの玉東町の溜め池についての調査があって、溜め池のハザードマップを作るということの調査があって、木葉小学校の池もその対象ということで、県の指定で業者が調査されて、そして私、その池の一応管理者というので、私も協議の中に入って、私とその県の指定者と町の担当で調査して、協議して、その量と土砂の流れるその度合い等とその地形あたりを協議して、谷があってその谷を流れるということで、住民どのくらいに被害があるかということで協議して、木葉小学校を避難所として相当必要、それから山口公民館もすぐ池の下にあたるんですけど、高いところのあって、土砂はその下を流れていくだろうという予測で、この池のハザードマップもですね、山口公民館は外しております。それで山口公民館も最近、去年ぐらいも一応緊急避難所として、町の災害対策本部と協議して、避難所として利用したこともありますので、山口公民館、町の公民館、木葉小学校の体育館も、今までどおり避難所として利用できれば幸いかなと思ひ、もしレッドゾーンになったら、それが外れると町民の方は避難に影響するかなあと思ひてちょっと質問をしました。

それで、この後決定をされると思いますが、県と町とのしっかりと打ち合わせをして決定していただきたいと思ひます。

それで私の質問は終わります。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

---

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして、9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） おはようございます。

2番、吉住です。2点ほど質問いたします。

1、玉東町のふるさと納税の現状と今後について質問します。

玉東町の貴重な自主財源であるふるさと納税制度については、国は10月1日よりルールを変更しました。変更されたルールについての説明と、9月議会の時点では、納税額が昨年度と比べてマイナス30%ぐらいとのことでしたが、現状はどうなっていますか。また、11月の26日より町内買物券の配布をしてくれていますが、この財源にはふるさと納税分は使われていますか。

2、町議員が全国の自治体を調査した結果の幸福度1番ということで、埼玉県の鳩山町へ研修に行きました。その結果について質問します。

玉東町が今後取り組むことのうち、町の人口増加に向けての取り組みを聞きます。9月21日に玉東町議会議員視察研修で、全国自治体を対象とした調査で、「街の幸福度部門」第1位となった埼玉県鳩山町へ行き研修しました。都心より約50キロメートル地点にありながら、自然が豊にある美しい里山風景と安心安全に子どもがのびのび育つ環境で、幸せに暮らせることが主な要因のようです。

鳩山町では、子育て、教育、福祉等いろんな取り組みがなされていました。その中で、私は町の人口の大幅な減少が一番気になりました。50年前に民間が開発したニュータウンができ、町の人口が最高では1万8,000人まで増加しましたが、現在は約1万3,000人ぐらいに減少しています。それにより少子高齢化が進み、高齢化率は47%で、今後も率は高くなっていく予想で、小学校も統合されていました。鳩山町を教訓にすれば、住宅政策の手を緩めれば先では人口減になる見本でした。

町長も同行されてこのことは十分理解されていると思いますので、玉東町の繁栄につながる人口増への取り組みの考えをお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問には、まず担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 9番、吉住議員の御質問にお答えします。

はじめに、10月1日から変更されたふるさと納税制度のルールについて御説明します。

変更点は大きく2点あり、1点目は、地場産品に該当するのかわ曖昧だった返礼品の線引きが明確化されたこと。2点目が、募集に要する経費を50%以下とするルールがより厳格化されたことです。これは寄附金額のうち返礼品の費用は30%以下、そして返礼品の送料は事務費、ポータルサイトへの広告費や手数料などを含んだ経費の総額は、これまでどおり50%以下です。これらに加えて10月からの新たな50%ルールでは、ワンストップ特例の事務費用は寄附金の受領証の発行、送付の費用なども含めた総経費を、寄附額の50%以下に抑えなければならないという厳しいものとなりました。この新たな50%ルールに適合するため、事務費用の一部を見直すことに加え、寄附額を平均で15%程度引き上げる対応などをとっております。

次に、令和5年度のふるさと納税寄附額の推移について御説明します。

4月から7月までの前年同月比では、各月すべてマイナス、7月末までの累計では、前年比マ

マイナス33%で推移、8月は若干持ち直し、前年同月比はプラス8%、9月においては、厳格化される新ルールを前に、駆け込み寄附が寄附額を押し上げ、前年同月比で2.8倍にあたる約3億7,000万円の寄附があり、9月末までの累計では、前年比プラス21%に転位。しかしながら、新たな50%ルールが始まった10月と11月は、大きく寄附額を引き上げたことが影響し、前年同月比で共にマイナス80%代と大きく落ち込み、11月末までの累計では、前年比マイナス10%、寄附額は約7億5,000万円という状況であります。この状況については、本町に限らず全国的な傾向ということを申し添えておきます。

最後に、町内共通買物券事業の財源について御説明します。

本事業につきましては、後ほど御報告いたします令和5年度玉東町一般会計補正予算（第6号）に事業費を計上しており、専決処分をさせていただいております。事業費総額5,404万8,000円、財源としましては、国庫補助金である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2,754万8,000円、県補助金である物価高騰対応生活者支援交付金を2,650万円充当しております。

よって、当該事業に対しましては、議員が御確認されたふるさと納税寄附金基金からの財源充当はしておりません。今回はエネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する趣旨で交付された、国や県の補助金を充当して予算の手当てをしております。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 吉住議員の質問にお答えします。

私が町長になってからこれまでの6期、約23年、定住促進は町政の大きな柱に捉えてきた取り組みであります。理由は、大きな人口減少の中で町の大きな発展はあり得ないという理念に基づいたものであり、これまでに分譲地ではオレンジタウン、さくらタウン、シルクタウン、横町二俣分譲地という計165区画をすべて完売させ、人口確保を成し遂げてきました。そして賃貸住宅では、稲佐団地、サクラハイツ、小清水住宅、アベニール木葉という全80戸を整備し、今なお高い入居需要を維持しているところでもあります。

また、空き家についても移住者を迎える町の重要資源と位置づけ、平成29年に空き家バンクを整備し、空き家所有者と移住希望者のマッチングを図り、定住促進につなげてきた次第であります。これらの取り組みの成果として、昨年12月に熊本県統計調査課が公表した令和4年熊本県推計人口調査報告によりますと、県内45市町村のうち、わずか七つの市町村が人口増加市町村とされていた中に玉東町が含まれておりました。全国的な人口減少の流れの中で、減少に歯止めをかけることは大変誇らしいことでもあります。

また、長い流れの中では、玉東町の人口は微減傾向にありますが、注目すべきは児童生徒数が微増傾向にあることでもあります。この要因を分析しましたところ、玉東町の全児童生徒のうち約4割の子が、町が整備した分譲地や賃貸住宅に居住していることが分かりました。裏を返せば、町の施策がなければ児童生徒は大きく減少していたとも捉えられる結果であります。

このことから、これまで町が講じてきた定住促進施策は、功を奏しているのは明らかであり、

町主導による定住促進施策を継続していかなければ、議員御懸念のとおり、人口減少は免れないという見方ができます。先ほど申し上げた人口動態の結果などから、玉東町の住宅地としての評価が上がっていることもあり、一部民間による住宅地整備も行われるという好事例も生じておりますが、民間参入で人口増加につながる体制が構築されるまでは、町主導での定住促進は今後も必要と認識している次第であります。このことから、今後も利用できる土地があれば、分譲地整備を継続していきたいと考えておりますが、民間参入を期待するところでもあります。

また、熊本県としては、TSMC効果による人口増が、合志市、菊陽町、大津町などで起きておりますが、玉東町についても十分に通勤可能なエリアであるため、受け皿となり得る新たな賃貸住宅の整備も検討してまいります。そして今後も駅を中心とした町づくりを強力に展開してまいります。木葉駅から電車に乗ると上熊本駅まで16分、熊本駅まで20分、玉名駅まで8分で移動できる地理条件は、将来においてもこの町の大きな強みであるため、これを十分に生かした施策に取り組んでまいります。

併せて、私たちが掲げた「教育と福祉のまち」スローガンに恥じない子育て支援や高齢者福祉についても維持しながら、さらにより良い施策のあり方を鋭意検討してまいります。現在の玉東町行政を担う我々と議会の皆様が連携し、未来に残せるまちづくりにしっかりと取り組むことが、現代世代を担う我々に課された責務であると強く認識していることをお伝えし、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） まずですね、1番の玉東町のふるさと納税ですけれども、課長が一番最後に言われた11月の26日から配布されている町民への町内買物券、この財源にはふるさと納税の基金からの支出はないということでしたので、そうなればその分がまた町としては基金として残るわけですから、非常に歓迎なわけですね。

それからですね、ふるさと納税の総額の50%以下にいろいろ経費やら物品の支払いやら、そういうのを50%以下に抑えるということですが、そうした中で、玉東町にはそのふるさと納税額の何パーセントが町には入ってくるようになりますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 吉住議員の御質問にお答えします。

新ルール以降においてはですね、募集に要する経費が50%以下ということなので、町として基金に残る額としてはですね、その残りの50%強とかいうぐらいの割合が基金として残るということで見込んでおります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 現在その9月いっぱいまでは、大体30から35%ぐらいだったと思いますけれども、それからすると町に入ってくるいわゆる自主財源になる金が、昨年と同額だったら増えてくると。ということは、今年度そういう新ルールによって納税額が多少1割、2割減っても昨年度と同じぐらいということですかね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 吉住議員の御質問にお答えします。

昨年度が12億6,000万ほどあってですね、5億5,000ほど基金として残ったので、今年度もですね、10億を超えてくればですね、昨年度と同レベルが基金として残るということではないかというふうに見込んでいます。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） このふるさと納税の基金、これは本当に町の自主財源ということですから、私たちの要望や町長の考えによって、町や町民に対する支援、そういうところに自由に使えるという金になってきますので、あとはいかにそのふるさと納税額を減らさないように取り組むかですけれども、新ルールに則って町としては今後新たな取り組み、何か考えていますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 9番、吉住議員の御質問にお答えします。

返礼品業務についてはですね、業者と委託契約を結んでおりまして、毎月定例会のほうを開催しております。またその中でですね、業者といろいろ情報交換しながらですね、寄附額が落ちないような工夫と協議をですね、今後も進めていきたいというふうに思っています。

それともう一つ、現在進めているトピックとしてはですね、玉東町がお願いしている業者とですね、12月議会が終わったあとにですね、包括連携協定のほうを結ぼうと思っております。これはふるさと納税事業を基軸としてですね、いろいろ町の発展とかですね、産業振興にかかわるような連携協定を結んでおりますので、そういった枠組みの中でも今後ふるさと納税の寄附額をですね、伸ばしていけるような取り組みをですね、行っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 9月までは主にやっぱり返礼品としては物品がほぼほぼ主だったわけですが、昨年度の返礼品の1位から3位まではどういふのがあがっていますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 9番、吉住議員の御質問にお答えします。

昨年度の実績でいきますと、一番多かったのは県の統一産品である馬刺しです。2番目に多かったのが米、3番目に多かったのが炭酸水というような順番になっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 水は多分玉東町の水を使って炭酸水は作られていると思いますけれども、米はこれはすべて町内のやつですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 町内ですね、事業者の方が直接出されている米もですね、ありますけれども、大きくはですね、JAたまなの米となります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） はい、分かりました。恐らく新しい取り組みを町が出さない場合は、今年度もこのような物品が上位は占めてくると思いますけれども、課長が言われた業者との包括連携協定、これを結ぶことによって、今後ふるさと納税額を増やす、または最低でも現状を維持していくためのいろいろな案というのを、業者のほうからもどんどん出していただくんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 包括連携協定を結んだあとにはですね、当然新しい商品の開発というような項目も入っておりますので、業者と一緒にですね、そういったことも進めていければなというふうに考えております。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） これはふるさと納税は、変更された今回からは50%、そういうのがそれぞれの市町村の自主財源になるということで、これは全国の市町村が競い合っただけで、納税してもらおうという形になると思っていますので、しっかり業者さんからもですね、良い知恵を出してもらって、納税額が減らないようにひとつ取り組んでほしいと思います。

はい、ふるさと納税額はこれで終わりたいと思います。

それから、2の町の人口増加への取り組みということですが、町としては十年に一度玉東町総合計画を策定されております。そういう中で、今は2021年度からの10年間、2031年度までの総合計画を策定されております。

この中の策定でいきますと、10年後の令和30年、約9年後ですけれども、令和12年、現在町は5,200人か5,300人ぐらいの人口を推移しているところですが、9年後には目標人口が4,800人ぐらいと一応策定しておりますが、現在もこの約10年後4,800人ぐらいになるという予想ですか。町長どうですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えしますが、予想は全くつかない状況であります。日本全体で人口減少、少子化に歯止めがかからない。そういう中で我が町だけが増加というわけにはいかないだろうと。ただ、TSMC工場が来ている菊陽、大津、合志、それから三菱電機が新築を考えている菊池市、こういうところはですね、ある程度人口が出てくるんじゃないか、増えてくるんじゃないかなと思いますけど、なかなかですね、周辺部についてはですね、難しい面がある。全体として少子化だもんで減っていくと。将来的にはやっぱり工場の人口だけじゃなくて、福祉関係、教育関係、いろんな面でですね、影響が出てくるんじゃないかなあ。農業関係特にですね、やっぱり働き手がいなくなってきた。私も10年後はですね、やっぱり耕作地が半減しはしないかと思っていたんですけど、もう少し早まってきたなという感をいたしております。

その中で人口減に歯止めをかけていかなければ町の発展はあり得ないと先ほど申しましたけ

ど、駅を中心にですね、まちづくりをしっかりとやっていくと。この木葉川の改修これが大きくかわってくる。木葉川の改修がですね、当初しかかってからですね、去年からか、20年、15年から20年かかると言われておりました。これをですね、やっぱり少し早めてもらわんと、人口減少にはですね、歯止めがかかってこない。まずはやっぱり教育面がですね、しっかりせんと、人口面には歯止めがかからないんじゃないかなと私個人的には思っております。

結婚をしないと、なぜ結婚しないかと、給料が安い、昔は給料が安かっても結婚しても子どもはたくさんおったんですよ。貧乏人の子たくさんと言われたぐらい。今はですね、生活が豊かになって贅沢志向になって、結婚すると子どものために金を使わなから嫌だというような風潮があるんじゃないかなと、そのことを是正するためにはですね、教育、道徳教育がですね、重要になってくるんじゃないかなと、そのことにですね、やっぱり中央政府も目を向けていかんと、ただ単にですね、金をやればいいというもんじゃないと、金を余計やるから、若い人に聞いてみれば、金をいくら補充してもですね、そういうことで結婚して子どもをつくろうなんて思っていない。もう少しですね、考え方を変えていかんといかんだろうと思います。上の考え方がですね、滞ってしまつとるんじゃないかなあというふうなふうに私自身考えております。

やっぱり学校教育の中においてもですね、道徳教育、しかし単に町で教育を変えろということではできません。やっぱり文化庁のですね、上に立つ人間がですね、少子化にはどうやって行ったらいいかて、フランス、V字回復をやったところ。やっぱりそこをですね、参考に物ごとを考えていく必要があるんじゃないかなあ、そういう思いがあります。いずれにしろですね、町は町として独自の道を歩まなければなりません。人口、今は5,200を若干割ったところですけど、やっぱりこの推移をですね、維持していきたいという思いでですね、まちづくりを進めていきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） いろいろな施策をやるのに町が勝手には何でもできないということでしたけれども、今の国の政治を見ているとね、本当にそれぞれの大臣になっている人が、それぞれのトップとしてふさわしい人かなあというところ、本当国民は疑うような人が結構多いんですけども、そういう中でね、町長が言われました、私も考えていたんですけど、今、菊陽町に台湾の企業のTSMCが進出してきました。これはね、菊陽や大津、菊池あたりだけでなく、その周辺の市町村にとっても多分プラスになってくると私は思っています。

そのできる菊陽町は、その周辺を今、情報を聞いてみますと、非常に地価が高騰してですね、一般の住宅あたりはなかなか今度は建てづら状況になってくるんじゃないかと私は思っていますけれども、そういう中で、今やっとなら県も道路の整備をとにかくやるということで、これも県はですね、あまりにも遅すぎるというふうに私は思っていますけれども、そういう道路事情がずっと整備されてくればね、玉東町も十分そういうところへの通勤圏内に入ってくるわけですよ。そういうときに福祉・教育・子育て、そういう面が県下でもトップクラスの充実をしているということになればね、玉東町も十分ベッドタウンとしての立ち位置になると思います。

今、町が想定されている一番大きな宅地になるんじゃないかと思われるのは、武道館周辺

だと思えますけれども、ここはとにかく木葉川の拡幅ができないことにはまだとっかかりができないと思えますので、それまではいろいろと細々とやっていかないかと思えますけど、一つは駅周辺を中心としたまちづくりということを言われました。そういうことで、アベニールマンションあれの2号や、それから集合住宅や、そういう駅を中心としたまちづくりの中で、そういうところの整備もやっぱり入るんじゃないかと思えますけれども。

それからあと空き家政策ということも言われましたが、これは実績はどれぐらいありましたか。取り組んでおられますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 9番、吉住議員の御質問にお答えします。

空き家バンク制度を創設しておりますけれども、これまでの累計でいけばですね、成立した件数は10件だったというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 町内で空き家というのは本当に目につくわけですけども、この空き家バンクについてももっと力を入れて取り組めば、割合、そこを借ったりする人は多いんじゃないかと思えますけれども、そのへん今以上に力を入れるという考えはありますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 吉住議員の御質問にお答えします。

玉東町ですね、空き家需要はかなり多いというふうに私たちも認識しております。空き家の今、今年の6月末現在で空き家を借り入れる登録をしてある件数が4件か5件だったんですね、それに対しての玉東町ですね、空き家を活用したいという登録者数が20数名ほどいらっしゃるの、圧倒的にですね、空き家を提供する数が少ないというのはすごく認識しているところです。

今後の取り組みについてはですね、以前にも一般質問でこの件についてはですね、取り上げられましたけれども、来年度はですね、まだ分かりませんが、まず平成28年度に一度空き家調査をやっているんですけども、それから6年ほど経過しております、大分また状況は変わっているかと思えますので、改めてですね、また調査のほうから出発、スタートできればというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） この空き家をまた次の人が住めるようにというところはですね、私もどこか空き家はないだろうかという相談をときどき受けますけれども、あそこはどうかあと思っただけでその家主さんのところに行って話はしますけれども、なかなか今、家財道具が、仏壇まだ残っててどうにもならんというような、結論はそういうところに行き着くわけですね。だから、そのへんまでを町がこういう業者がありますよとか、町内を中心とした業者さんあたりをね、紹介を、直接紹介じゃなくてもチラシあたりをね、やって、推進するような形で、もっと家主さん

が、じゃあちょっと片づけようかという気持ちになるような形での取り組みも、何とか体制を設けてでもね、やってほしいと思いますけど、どうですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 吉住議員の御質問にお答えします。

現状ですね、そういった家財道具をですね、処分するとかですね、家をクリーニングするとかですね、そういったものに対するですね、補助金制度はあるんですよ。ただ、まだ如何せんですね、周知不足という部分もあるかと思しますので、改めてですね、そのへんの周知もですね、今後図っていききたいなというふうに考えております。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 補助制度もね、もう一段補助を高くしてね、ならやろうかというようなところになるように、もう少し検討をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君の質問を終わります。

続きまして、5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 5番、坂村です。時間があまり、

（よかですよかです、どんどんやってください。）

かまいませんか。

（かまいません。）

では通告に従って質問させていただきます。

まず1点目、超高齢化社会を迎えてということで質問いたします。

少子高齢化が進む中、人手不足の影響が各業種に広がりつつあります。運輸業、建設業、医療福祉業、農業は担い手がない深刻な状況で全産業に及んでいる状態です。2025年問題、団塊の世代が75歳以上となり、2,200万人の後期高齢者人口で超高齢化社会を迎え、より多くの介護サービス施設や人材が必要となるのが予想され、今後人手不足がどう影響してくるのかという心配をされている状況です。また、生産年齢人口は減少を続け、シニア世代を支える負担はますます増すことになり、高齢者は健康寿命を延ばす取り組みが求められてくる。そこで伺います。

1点目、以前国は特定健診の受診率の低い自治体にはペナルティを課す施策をとられたが、なくなった理由が分かればよろしくお願いします。

2点目、シニア世代が健康な生活とともに社会とのつながりや生きがいを目指す健康づくりの支援は、ということでお願いをいたします。

3点目、これまでの2期の介護決算で給付費が増えています。介護を受けておられる方が増えたのか、介護度が上がったのか、また、これからの人手不足の影響をどう捉えておられるのか、伺います。

2点目、特産品、観光のPR活動ということでお尋ねをいたします。

先月、町とJR九州との共同企画で、秋の玉東満喫みかん狩り体験ツアーを開催されました。特産品観光のPR活動としては大変意義ある企画であったと思います。そこで企画の手応えと参

加者の声を伺います。また、単年度で終わってもらいたくないと思いますが、町長にお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） まず坂村議員の質問についてはですね、まず担当課長より専門的に答えさせます。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 5番、坂村議員の御質問にお答えします。

国民健康保険の特定健診受診率、保健指導にかかる実施率に関するペナルティについてお答えします。

特定健診、保健指導は、内臓脂肪の蓄積等に起因する糖尿病等のリスクに応じ、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解したうえで取り組みにつなげられるよう、専門職の個別介入を行う法定義務の保健事業として平成20年度に制度が導入されました。この取り組みに伴う生活習慣の改善状況により、将来的な後期高齢者の医療費抑制、または増加につながってしまうことから、後期高齢者医療保険に支払う支援金の加算や減算が行われる制度として設計されています。平成27年度までは、特定健診、保健指導をほぼ実施していない保険者に対し、支援金の負担に対するペナルティとして実施されていましたが、健康保険組合や共済組合、市町村国保等保険者により実施率に大きな差があったため、平成28年度以降、保険者種別ごとに加算や減算の見直しが行われました。

市町村国保については、保険者努力支援制度が創設され、令和5年度は940点を満点として、特定健診、保健指導の実施率、ジェネリック医薬品への取り組みや使用割合、医療費通知の取り組みなどが点数化されています。令和5年度の玉東町の点数は652点となっており、県平均の667点と同程度、令和4年度、1年度前になりますけど、こちらのですね、国保特会の決算額としましては、993万8,000円が県より交付されている状況になります。

次に、シニア世代の健康づくり支援についてお答えします。

玉東町では、町内25か所の公民館で、介護予防、健康づくりの拠点として、地区サロンを平成26年度に立ち上げ、支援を行っています。様々な世代の交流の場や地域の支え合いの場となるよう目指し、今年で10年目となりました。現在も25か所の公民館で地区サロン活動は行われていますが令和4年度の活動状況を示しますと、年間回数最多が68回、最少が4回と活動に差ができています。参加者を見ても1年間男性の参加者が全くなかった地区サロンが7サロン、1名だった地区サロンが3サロン、2名だった地区サロンが5サロンと、半数以上の地区サロンで男性参加者が2名以下となっており、一番多かった地区サロンでも6名に止まり、男性の地区サロン参加者が増えるようなアプローチを今後も行っていく必要があります。また、参加者の平均年齢も81.1歳と高齢化が進んでいる状況とはなっていますが、100歳になっても通える地区サロンづくりを目指し、地域包括支援センターが活動内容のサポート等を行っている状況にあります。

このような中、活動による生きがいつくりと地域の支え合い、互助の輪を広げるため、介護予防に関する知識を学ぶための教室を開催し、受講を修了した人を有償ボランティアとして登録を

行う事業を令和2年10月から開始し、主な活動として、ボランティア主体が運営している丘サロンや町で実施する介護予防事業の手伝いや、介護事業所でのサポート、地区サロンへの支援等を行っています。令和2年度に35名、令和5年度に8名の登録があり、今年度の全体での活動は10月末で597回、一番多い方で72回の活動が行われています。町としましては、今後もこの有償ボランティアの登録者を増やし、生きがいくりにつなげられるよう、65歳から74歳の方を対象にシニアカレッジを令和4年度より開催しています。

ほかにも体力測定や身体の悩みについて相談等の支援を行う健康相談会を開催し、健康等に興味がある参加者に対し、ボランティアとしての登録活動と呼びかけています。行政だけでできる健康づくり等の事業には限界があると思いますので、有償ボランティア等を活用し、地域の支え合いの力、互助力を上げるアプローチを行っていきたいと考えております。

最後に、介護保険の状況についてお答えします。

介護保険の在宅サービスや施設サービスを利用するためには、介護保険の認定申請を行い、要支援1から要介護5と7段階の認定を行われたあと、身体の状態などから適切なサービスを利用する流れとなっています。この要介護認定者数について、令和3年3月末で328人、令和4年3月末で325人、令和5年3月末で351人と令和4年度中に大きく増加となりました。介護度を見ていきますと、比較的軽度の要支援1から要介護1までの方が、令和3年3月末で151人、令和4年3月末で146人、令和5年3月末で151人とほぼ変化がない中、要介護2から要介護5の方は、令和4年3月末で177人、令和4年3月末で179人、令和5年3月末で200人と2年間で23人の方が増加している状況にあります。内訳は、75歳から84歳の方で12人、85歳以上の方で11人の増加となっています。要因としましては、令和3年、4年度に新規で申請された方40人のうち、要介護2以上の判定を受けられた方の15人と、既に介護認定を受けられていた方の加齢に伴う悪化や、状態の変化によるものだと考えられます。

給付費につきましては、利用者数の平均を見ますと、施設サービスにおいては、令和3年度64人、令和4年度73人と9人の増加の影響が大きく、在宅サービスにおきましては、令和3年度200人、令和4年度203人と増加している点のほか、在宅サービスにかかる1人当たりの給付月額平均が、令和3年度12万5,735円、令和4年度12万7,500円と1,765円増加している影響もあり、給付費が増加している状況にあります。

介護人材につきましても生産年齢人口が今後減少していく中、人材の確保、定着につきましても大きな課題と捉えています。今年5月に町内の介護事業所に対して実施しました介護サービス事業所実態調査におきましても、事業所からの回答で人材については66.7%が不足、やや不足と回答し、不足の理由として、採用が困難であるが83.3%となりました。その理由として、賃金が低い、介護を志す若者が減少しているといった理由が大きな割合を占めており、大きな課題となっております。

国におきましても2023年度の介護職員必要者数233万人に対し、2040年度約280万人と47万人の人材確保が必要であると見込んでいます。そのため、ICTの導入や介護ロボットの導入を行うことで、介護現場における業務の改善を図り、職員の負担軽減をすることで人手不足の緩和につ

なげる方針の検討が行われています。また、外国人介護人材の受け入れの仕組みに対する検討も行われております。町としましても介護人材のスキルアップを目指し、介護支援専門員やほかの介護職等に対しても研修等を行い、離職防止につながるよう努めていきたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 5番、坂村議員の御質問にお答えします。

お尋ねの秋の玉東満喫みかん狩り体験ツアーについては、JR九州などの民間事業者と、まちづくりに関する話し合いの場を設けた中で、生まれてきたアイデアを実行に移したものでございます。

議員御承知のとおり、玉東町のキャッチコピーは、「みかんと史跡の里」となっております。みかんについては、当町の農作物の中で最大の栽培面積を誇り、最も生産者が多い作物であるため、玉東みかんの需要拡大による消費拡大は、町の重要な課題でもあります。そして、史跡については、西南戦争遺跡群の適切な保存並びに観光資源としての利活用もまた当町の重要課題の一つでもあります。この二つの課題への対応策を考える中で、玉東町の立地を考えれば、町中心部から車で新玉名駅までおよそ10分、そして新玉名駅から新幹線に乗ると、博多駅までおよそ40分という立地にあります。よって、福岡博多が近い町ともいえるわけですが、我々にとっても身近であるみかんも史跡も博多の人々にとっては身近なものではないと考えられたため、JR九州の御協力を得て、福岡都市圏の人々を対象とした新幹線乗車券付きの旅行商品の開発にいたった次第です。

この日帰り旅行ツアーは、11月4日に実行され、福岡都市圏から御来町いただいた43人の方々に、半高山吉次峠古戦場の見学と、みかん狩り体験をしていただくことができました。参加者からは、参加してよかった、みかんがとても美味しかったというような喜びの声を寄せていただき、町のPRにつながったものと認識しております。また、JR九州からも、参加者からは良い声ばかりが寄せられたという感謝の意をいただくことができました。

次年度以降の同様の取り組みについて行うかについては、園地確保の問題やJR九州の意向もあることから、現時点ではっきりと明言はできませんが、これにこだわらず様々な形で「みかんと史跡の里」を対外的にPRできる取り組みを展開していきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） では2番目からいきます。

今、うちはいろんなPRを、特産品のPRをしていただいております。史跡も多くあります。ただ、先ほど申し上げましたが、人材不足というのが、これは当然皆さん御承知のとおり、人口減少がまだついていませんけれども、高齢者が3,600万を超えております。生産年齢人口というのが右肩下がりです。どんどん減っています。特に出生者数も減っています。昨年80万を割ったと言いますが、実際は77万台だったと思います。上半期にもう3万人前年比で減少しているというようなことですので、70万ちょいじゃないだろうかと、出生数が。

そういった中で、今、玉東町の現状で申し上げますと、農家で申し上げますと、昨年JAがですね、212戸の農家のアンケートをとられました。70歳以上の従事者が43%です。60代からの従事者を見たらもう72%になります。50歳以下の従事者がたったの12%なんですよね、それが今の玉東町農家の現状です。これはうちだけに限らずよその産地の農家もほぼ同じような状況じゃないだろうかという推測をいたします。

こういうことを見たときに10年後にはもう半分の農家がなくなります。玉東から消えます。20年後にはほぼなくなってしまいます。それが今、農家が抱えている現状です。これは全産業も一緒です。どの分野の産業でも今、ものすごく人手不足が言われています。そういった中で、このPR活動を兼ねてこういった活動をしていただいたということは、なかなかですね、PRしたからといって形として残るわけじゃありません、結果が、答えが、これは続けていくことによって、その産地の状況をずっとPRをしていくことによって、その特産品であり、史跡であり、いろんなことが福岡の県内、九州県内の人たちにそして来ただけでなく、それがまずもってこの印象を高めていきます。そういった活動を今、玉東町はずっとしていただいている。本当にありがたいことだと。

ハニーローザでもいろんな特産品、ハニーローザの6次産業で、ものすごくやっぱり県内でも、県外でもそうですけれども売り出していただいている。このことが行政がこれだけやってきていただいているということは、やはり農家サイドからすると非常にありがたいことです。今回本当にJRからみかん狩りをですね、企画をされたということで、ただ、ただ農家、農地がないと。今回の農地は■■君が借りておられた■■さんの園で行われたというふうに思っております。■■君が残念ながら1年で撤退するということでしたので、その園地はもう多分■■さんはもう放任されるだろうというふうに伺っておりますけれども、そういったことを何とか維持できて、そういった企画をですね、続けていただければというふうに思いますけれども、町長の考え方はどう考えておられますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

坂村議員がおっしゃるとおり、昨年みかん狩りをやったことは大変意義深いものだと思っております。できるならですね、継続していきたいと。しかし、■■君がどうしてもこの玉東に馴染めないということで撤退するということでもありますので、一応■■さんにお返しするということで、そこをどう維持していくかということになりますと、なかなか農業をやった人間が少ないもので、私がですね、10日間ばかり休みをとって、剪定からですね、やっていかならとでもじゃなかが維持できんだらうと。ハニーローザも今やっていますけど、消毒は私が、自分も作つとるもので、かねて一緒にやっているからですね、そうでなかったらほかの者は職員ではちょっと無理だらうと。そこをほかの人に頼もうと思っても断られたからですね、今、ハニーローザの消毒は私はやつとるんですけど、みかんまでやるとですね、10日間の休みをとらんと剪定がちょっとおぼつかんと思っておりますので、なかなか厳しい面があります。しかし、何とかですね、ほかの園地でもですね、できるならやっていきたいと。一番良いのは■■さんところのですね、園

地を借りて、剪定のできる人をちょっと雇ってですね、やったほうが、あそこが一番ですね、私もちぎりに行きましたけど、場所的にも良いし、畑のだんだん畑というか土手畑ですけど、石垣でもないし、やり易いところであるなど思っていますので、そこを何とかできて、来年も続けていかれるような感じですね、検討してみたいと思っています。

やっぱり人員不足というのがですね、一番の問題であります。葉山苑、インドネシアを5人採用しております。この玉東町のみかん農家にもですね、横島の苺農家、トマト農家からですね、玉東のみかんの収穫のときにですね、手伝いに来ておられるのがおりますけど、やっぱりトマト農家もですね、年中忙しいわけではない、苺農家も年中忙しいわけではないので、空いたときですね、ちょうどみかんが摘果と収穫がありますから、そこのところをですね、うまく一緒にやっていたらいいんじゃないかなと思いますので、一時的にですね、それを考えたことあるんです。ところがそれはだめだと言われてですね、頓挫しておったんですけど、今、原倉のみかん農家に横島のトマト農家から来ておるといふのを聞きまして、そしてまたテレビ報道を見ておりましたところが、そういうのが可能な状況になっておるといふことでですね、そういうマッチングをですね、企画課のほうでですね、企画をさせていきたいなと思っています。どうしてもですね、やっぱり坂村議員が言われるように、10年後、20年後、もう無理なんですね。そこを考えてですね、取り組んでいくのが行政のあり方じゃないかなと思っていますので、しっかり考えていきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 町長のお話を伺うと、そういった形で、特にいろんな農家数が減るといいますか、雇用というのが、来ていただける方は今、非常に今、外国の方のそういった暇なときに来ていただいているということで、何人かそういった箇所です、5、6人来ておられる方が今、農家に来ておられると、外国人がですね。そのトマト農家の暇な時期をこちらのほうで補足をしていただいているところが実際あります。そういった形で変わってきていますので、大きい農家はそういった制度を利用しながらですね、今後もやっていかれると思います。

1点、観光の面で、この前、半高山まで行きましたよね、JRの、ああいうときには町の史跡、歴史、そういったのをだれか説明される方というのは随行されたですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 5番、坂村議員の御質問にお答えします。

観光のガイドについてはですね、玉東町にフットパス愛好会の■■さんですかね、あの方と史跡に詳しい町の職員の宮本がですね、バスの中でしっかりなんかそのへんの町のこととか歴史のことを紹介して、すごく参加者の方からですね、良い評価を得ているということをお伺いしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 聞いて伺うと非常に良い取り組みだったなあというふうに感じます。できればですね、農家もどんどん、農地も余っています。大規模農家の方たちの声を聞くことで

ね、少し縮小したいと、それはなぜかという、先ほど雇用がないと、収穫を迎えて雇用がないというようところが、ずいぶん大きい農家の中でそういう声が出てきておりますので、何とか方法を使いながら、そういった企画をですね、終わることなく続けていけるようなことを考えていただいて、行政がこれだけやっただきますので本当ありがたいことだと思います。この点は町長にお願いし、よろしくお願いしときます。

じゃあこの点は終わります。1点目の介護関係に入ります。

ちょっと課長のお話をずっと聞いてメモする時間ありませんでしたので、ただ、一つ私がちょっと訪問介護の方とお話をした機会がございまして、なかなかこう訪問看護です、訪問看護の方とお話をした中で、訪問介護の方たち、同じところに今、行かれるわけですがけれども、これだけ高齢者が3,600数十万に今、繰り上がっております、65歳以上が、後期高齢者でも2,200万人というふうに言われております。この人口というのは、2030年、あるいは2050年、60年とこの高齢者の推移というのはほぼ変わらんとですよ、減りません。減るのは生産年齢人口、だから1人で今、お年寄りを十分支えている、生産年齢人口1人で支える人口がちょっと少ない、生産年齢人口が多いわけですがけれども、じゃあ年数をとっていくとどんどん1人で1人、あるいは1人で1.何人の高齢者を支える時代がもう目の前に来ています。

今年9月に鳩山町に、埼玉県の鳩山町に研修に行つてまいりました。そのときがですね、鳩山町の人口が1万3,000数百人だったと思いますけれども、高齢化率が行ったときの説明は45%ぐらいだったかな。ここに推計をされています。2025年、あと2年後には47%になりますと。2040年、58%を超えて58.5%ぐらいだったと思います。そういう推計をされています。非常に高齢化が進んでいる町です。将来私たちの町はそうなるか分かりませんが、どこの自治体でもそういうように高齢者が多くなっていきながら、生産年齢人口というのがどんどん減少をします。つまり支えることがなかなか大変になってくる。そういう社会構造になってきたというふう認識するわけです。

うちは今、高齢化率は課長36%ぐらいですか、どうですかね。将来、2040年でもどのくらいになりますか。分かったら教えてください。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 坂村議員の御質問にお答えします。

現在のですね、高齢化率は36.86%となっております。2040年につきましては、すみませんちょっと資料があるか確認します。すみません、2040年までのですね、推計のほうは行ってありませんでした。

（ああそうですか、よかです。よかですよ課長。）

令和12年度でですね、39.5%と。

（令和10年。）

12年ですね、で、39.5%というふうな数字を持っております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） すみませんね、急に申し上げて。うちは36.8ぐらいおっしゃられました。非常に健全な今は人口動態かなというふうに思います。令和10年でも30%台ということで、そういった鳩山町から見たら、ずいぶんとうちは順調な推移を人口動態の示しているんじゃないだろうかなというふうに思います。でも、鳩山町の実態をちょっと見てみますと、介護保険が3,800円なんですよね、今、うちは5,900円ですもんね。国保をちょっと決算を見てみたときに、大体人口比でいうとほぼ一緒じゃないかなと、2.4倍か5倍ぐらいの人口ですもんね、うちから見たら、うちは5,100何十人、5,200を切りました。鳩山町は1万3,000何百人だった、それをちょっと見てみると、ほぼ同額、介護保険はものすごく安いんですよ、うちは7億ぐらいですかね、決算で、向こうは人口が2.5倍、4倍ぐらいおられるのに12億何千万なんですよね。だから3,800円で済んでいるわけです。後期高齢者医療は少し上がっています、うちよりも、人口比で見たら。45%から7%ぐらいの中での高齢化率の中で、3,800円を維持しているということは、大変いろいろな部分で努力をされている、それは高齢者も当然、行政も努力をされているというふうに感じます。素晴らしいまちづくりが行われていました。

やはり、こういうような形の中で、高齢者が増えていくということは、やはり私たちがもう70になっていきますので、健康寿命ということを昔は言っていましたけれども、今は平均自立期間といいますかね、それが前回質問をしたときに男で1.5年、女性で3.4年だったですかね、結構私は短いかなあ、それまで健康でいて男性で1.5年でしたので、それで給付費が伸びているというのが、ちょっとどうしたことかなあというふうにも思いました。

私たちの責任というのは、やはり若い人に負担をかけないように、自分たちは特定健診やら、常日頃の生活をしっかりしていく必要があると思います。特にこれからの時代は。そういったことを考えたときにですね、やはり地区サロンだったり今しきりこうやっていただいております。シャキットもそういった形では、高齢者の方たちをちょっと集めているいろんなことをされているとか、社会とのつながりを少しでも持つ場所をですね、町は一生懸命やっておられるというのは十分承知をしております。ただ参加者ということについて見ますと、そういったところの参加者というのはどうでしょうか、分かりますかね。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 地区サロン等の参加者につきましてですね、こちらのほうにつきましてはですね、あまりやはり伸びていないと。先ほどお話ししたように男性の参加者が非常に少ないというのがですね、一つの問題にはなっております。しかしですね、男性の参加者、じゃあどういうふうにして連れ出して何かに参加させていくかというふうなことでですね、これもですね、介護予防の日常生活圏域ニーズ調査というのをですね、今年の1月から3月にかけて行っております。

その中でやはり男性のですね、意見としまして、この回答内容としまして、収入のある仕事をしているのかというふうなことに對してですね、サンプル473名に對してですね、47.1%がまだ仕事をしているというふうなことでですね、回答をいただいております。特にですね、自営業、農業という方が32.3%、会社等が14.8%となっております。これを年代別に見ていきますと、65

から74歳の方ですね、自営業、農業が38.1%、会社が23.7%、75から84歳になりますと、それでもですね、まだ自営業、農業をされている方が29.7%、会社で働かれている方が7.1%、85歳以上の方につきましても自営業、農業が20.3%、会社等におきましてが1.4%、これを地区別に見ていきますと、木葉地区で仕事をしている方が30.5%、男性ですね、山北地区だと50.5%の方が仕事をまだされているというふうなことでございます。

そこでですね、仕事をしている理由としましてはですね、健康なうちは働きたいという方がですね、48.6%、それと生きがいであるから働きたいという方が9%となっております、やはりなかなかですね、これを地区サロンに無理に連れ出すというのはですね、非常に難しいのではないかと思います。

そういった部分でいきますと、やはり何かしらですね、こういう仕事ですね、高齢者の仕事づくり、シルバーサービス人材センターがありますけど、そこの中にですね、やはり今後はちょっと何かメニューを増やすとかですね、いろんな方が働ける場所、こういった部分についてですね、やはり検討を行っていく必要はあるのではないかと考えております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） ありがとうございます。

山北地区というのは、農業にずっと従事していきます。自分の身体が動かんまで従事します。でも私の感覚的に申し上げますと、やはり活力を自分が見いだすというのはですね、やはり何か目標を持って、農業でも80になろうがですね、身体が動く限りそこに活力というのは生まれてきます。そういった形では健康を維持できていくのかなあというふうに思います。

だから、農家がすべて健康で頑張っているということは言いませんけれども、そういった精神面ではですね、しっかり充実しているのではないだろうかなというふうに思います。だから勤めの人たちがうんぬんということでもありません。やはり段々高齢化になっていく中で、こういうことですね、核家族がどんどん進んでいきますし、高齢化になるほどに人との、社会との交流というのが少なくなってきます。そういったのをしっかりやっておられたのが鳩山町ではないだろうかなと。これからそういった健康寿命というのを少しでも伸ばすためには、そういった活力をどういう形で持ってくるのかというのは、それは大変大事なことであります。

だから参加者にしっかりお願いをしていく、あるいは、うちは地区サロン西原地区なんですけれども、やめられました。今、一生懸命担当者が来られて、何とか集まるような工夫をしていたところですけども、なかなか行政から公的支援をいただくと、年間の行事の報告だったり決算だったりという報告をせんといかん。そういったことが非常に面倒になられる年代、80代、90代でなってくると。そういうところが何とか改善できないのかなあというふうにも思いますし、公的お金をいただくと当然これは当たり前、そういったことをせんといかんですけども、その部分を何かの形ですれば、80の後半であれ90ぐらいの人たちが地区に集まって、そういったその公的資金をですね、活用してもらいながらもやっていけるんじゃないかなあという思いもしますが、町長、この点は、ちょっとよかったら。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、公的支援をやれば収支報告をやらないかん。それがやっぱりお年寄りについては一番苦痛になるわけですね。その会計がおらなくなってくると。で、つぶれていってしまうわけですね。そこのところはですね、行政サイドとしてですね、もう少し簡単にできるようにやるべきじゃないかなと、今、御指摘のとおりでありますので、今後ですね、そこをどうやってやるか、負担にならないように考えていって、維持していかれるように努めてまいります。検討してみます。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 是非その点はよろしく願います。やはり高齢化になるほどに、いろんなそういったお世話ができる人が中に1人おられればですね、順調に運営されていくと思えますけれども、同じ年代で85、90前後の方たちの高齢者ばかり集まったときには、非常に厳しい状況になって、うちはそういったのが要因で、つまり地区サロンが終わったわけですが、今は本当、担当の方が一生懸命やっておりますので、集まりがなんかできているということですので、その点、是非よろしく願います。

最終的にこのことと人材が段々、特にですね、人材が先ほど介護ロボットとおっしゃられました。これは施設の中では介護ロボットができてくると思いますが、これだけの高齢者が、後期高齢者が多くなってきた段階で、今の施設ではとても無理なんですね。もうこれ以上の施設はできません。多分行政もそういうことはせんと思えます。だったら自宅介護なんですよ、自宅介護だったらですよ、とてもそこに自宅介護をされる若い人たちが辞めていかれるというのが現状だそうです。先ほど在宅看護の方の話を伺っていると、なかなか若い人には務まらないと、というようなことを伺います。

私たちは当然そういった介護を受けるときには、在宅介護という、そういう形が多くなってくると。そういったときに介護ロボットというようなことはちょっと難しいと思えます。やはり、できるだけ私たちはそういった支援をいただきながら、行政から、地区サロンである、あるいは、いろんなスポーツでもそうですけれども、そういったことを社会とのつながりを多くしていくことによってですね、少しでも健康寿命を延ばす、このことがやはり大事な時期、時代に特に鳩山町に行ってそういったことを痛感してまいりました。是非こういった部分で、行政で支援ができる部分はしっかり支援をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

これで終わります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君の一般質問を終わります。

今日は非常に一般質問も混んでおりますので、休憩時間は当たり前、午後1時から再開します。

しばらく休憩します。

休憩 午後 0 時25分

再開 午後 1 時10分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして、1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） 皆さん、こんにちは。通告に従いまして、大卒 1 点御質問いたします。不登校児童生徒への支援についてです。

不登校児童生徒への支援については、教育委員会をはじめ、先生方、関係者の皆様において様々な努力がなされているとは思いますが、不登校児童生徒数は年々増加傾向にあり、喫緊の課題となっております。

まず、町内の現状と対応についてお伺いします。

次に、教育支援センター、フリースクール、ICTを活用したオンライン学習などの多様な教育機会を確保することができないか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 前田議員の質問にお答えします。

まず町内の現状についてですが、不登校児童生徒は11月時点で比較しますと、令和3年度9名、令和4年度6名、本年度は小学校に3名、中学校に3名の合計6名です。増加傾向にはありませんが、解消に向けて課題の一つであります。ただ、修学旅行や体育大会、文化祭などの学校行事には参加しています。登校への啓発の一つだと考えます。楽しいことがなくなる学校行事を減らす傾向は避けたいと思っています。

次に対応についてです。担任や学年主任などが定期的に家庭訪問を実施しています。また、教育委員会や教育事務所のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、保護者と面談するなどして不登校解消に向けた支援を行っています。

また、来年度にはさらに各機関、社会福祉協議会、保健センターなどと連携した拡大不登校対策委員会を設置し、支援に努めたり、予兆段階からの対応を行ったりするように計画しているところです。

多様な教育機会の確保につきましては、不登校支援の目的は、教室復帰ではなく社会的自立です。そこで様々な居場所を準備することが大切だと考えます。フリースクールのような玉名のでいぐるなど、民間施設を利用している児童生徒もいます。この場合は出席扱いとなります。オンライン学習については、必要に応じて準備はできていますが、今のところ定着はしていません。本人の意思を確認しながら、適切な支援を求めることができるように考えています。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） まず、不登校の児童が小学校に3人、中学校に3人ということですが、これ私がちよっと把握している人数と大分誤差があるんですが、先ほどおっしゃったフリースクール等に通われている方は、この6人の中からは省かれているのでしょうか。お願いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） いいえ6名の中に入っております。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 私はですね、保護者さんから聞いた中で、もうちょっと数が多いのかなという認識だったんですが、一応この質問は2年前の令和3年9月の第3回定例会で同じような質問をされております。そのときの議事録は、小学校に2名、中学校に3名でした。やはり、あまり変わっていないとはいえ、ちょっと注意していただきたいのがあとで出てくるんですが、一応全国的にも10年連続で増加しており、2022年度は29万人というデータが出ております。

さらに、ここで注意してほしいのが、不登校予備軍はその3倍いると言われております。うちの子もこれこうなんですけど、不登校予備軍とは、例えば何らかのきっかけで学校に行きづらくなり、遅刻していったり、取りあえず学校には行ったものの、教室には入らず保健室に行く保健室登校、同じく一部の授業のみに参加する部分登校、さらには、ほぼ毎日学校に行きたくないと思いつつ通っている仮面登校、学校に毎日、いや、これは笑い事ではないんですよ本当に、こういう子がいらっしゃるんです実際に、学校に毎日通っているから定義上は不登校に該当しないんです。こういう子たちが先ほどの答弁ではカウントされていないんですよ。これが実態です。実情はこういうわけじゃないんです。不登校に該当しないんです。

これから先、こういう子どもたちの数はもっともっと増えるでしょう。しかし、その子どもたちへの対応は2年前とほとんど変わっていないと、不登校の子どもがいる保護者の方が言っておられました。もちろん不登校の原因は一人一人異なり、それぞれの真実がありますし、当の本人も分からない場合がほとんどです。カウンセラーの方も原因は聞かないでくださいと指導されます。ですが学校に行きたくない、行けてないのは事実です。

先ほどの教育長の答弁は、2年前と同じような内容で、私的にはどうしても学校への復帰を目指している、学校に通わせるのが義務であり目標のように思えてしまいます。教育長が今年再任された際のあいさつで、玉東町教育の充実、発展のために努力をしておりますとあいさつをしておられます。教育長のおっしゃる教育の充実、発展とは、具体的にどういう思いがあられるのでしょうか。お願いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 質問にお答えします前に、前田議員が把握されている生徒の数というのは、病気が原因で学校に行けてない子どもは含まれておりません。それから保健室登校をしている子どもは中学校に1名です。さらに玉東町は荒玉管内、中学校は16校ありますけれども、中学校だけで不登校の子どもたちは90名います。つまり玉東中学校の3倍ぐらいほかの学校はいるということですので、玉東町では不登校の子どもたちの数は少ないと思います。

それから教育の充実についてですけれども、まず基本は、子どもが喜んで学校に来る、そういう学校を創っていききたいと。さらに、やっぱり子どもたち中学校を卒業したあとに進路指導をしなくてはいけませんので、やっぱり学力を高めていききたい。学力を高めるとどういうことかという、結局自分の行きたい学校に行きやすくなる、そのための学力保証はとても大切じゃないか

など。それからあとは日ごろの部活動の充実あたりが、その教育の充実に入るといふふうに私は考えております。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

教育長は、つい先日子どもたちの要望で、その保護者と先生方が知恵を出し合い提案したにもかかわらず、現状確認、把握もせず、前例踏襲的な対応をされました。子どもたちと保護者と先生とで問題解決に取り組み、時代に添うように変化していくことは大事なことでと思います。これこそが発展ではないでしょうか。そういう対応が不登校の子どもたちにも少なからず影響しているのではないのでしょうか。子どもたちは子どもたちなりの思いがあるにもかかわらず、教育者の言うことに従うのが義務なのでしょうか。それが義務教育なのでしょうか。

教育長、そもそも義務教育とは何でしょうか。教育長の考えでかまいません。お願いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） その前に今おっしゃっていた、何のことか分からないんですけども、具体的にどういうことでしょうか。保護者と子どもたちの話し合いうんぬんのところですけど。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） これ具体的な話にはなるんですが、先日の登校班の件です。把握されていますか。それが一応私が聞いた話によると、教育長に提案をされて、それが却下されたというところの内容をお伝えしております。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 登校班をやめたらどうかという、PTAの役員会でそういう意見が出たというのを耳にしました。ただ、子どもたちが家を出て家に帰るまでは、これは学校管理下です。学校管理下の時間ですから、これはPTAの方々に学校管理下の内容のことをうんぬん言われて、それをやめるとかやめないとか、それはちょっと違うんじゃないかなと。

それから、実際登校班をやめた小学校がありまして、そしたら不登校の子どもが3倍増えた。それはやっぱり当然だろうと思います。今まで待ち合わせて行きよったのが、待ち合わせも何もせんから、今日は行きたくないからいかんと、そういう子どもが増えていくというのは、そのとおりだと思います。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） この登校班の話をしないといけないんですかね、今。私が聞いた内容は。

（いやいや、登校班の問題提起をされたから、その問題提起を教育長が答えたの。）

最初に義務教育とは何でしょうかというところの問は。

（その前に、あなたが、教育長が却下したと言われたから、却下についての説明をされたんです。それに対する反論がなければその次の義務教育は答えさせます。）

そういうことですね。その登校班についてなんですが、これは子どもたちの要望なんです。学

校と先生だけで決めたわけじゃないんです。それをどうして現状も把握もされていないのに却下されたのかということをお伺いしているんです。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） あの学校だよりの文面からすると、登校・下校のときにトラブルが非常に多くて、その対応に学校の先生たちが困っているの、登校班をなくしたらどうかと、そういう文面だったと思います。ですから僕が校長に答えたのは、学校管理下のできごとなので、学校の先生たちがそのトラブル解消に向けていろいろ対応するのはこれは当たり前のことであると、そういうふうに答えたわけです。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） その文面でとのことなんですが、その文面だけ見てそう捉えたということですよね。なぜ現状とかを把握は、確認とかはされなかったんでしょうか。お願いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） その状況について僕は当然、校長には詳しく話は聞いたうえで判断しております。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） よかったら是非朝の登校中、下校中を1回見て、一緒に歩いてみたりとかして、現状を把握されてから決断をしていただきたいかったところです。登校班のことはこれで終わりました、次の。

○議長（松尾純久君） はい、じゃあ義務教育について、教育長はどう思うかの質問に教えてください。

教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 義務教育は、保護者が自分の子どもに教育を受けさせる義務がある、そういう意味の義務教育でありますから、保護者は当然自分の子どもにそういう教育を受けさせなくてはならない、これが義務教育だと思います。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） そうです、その義務教育というのは、まさしく今おっしゃったとおりなんですよね。ただ、子どもが教育を受けることができる権利が、要は子どもの教育を受ける権利を守るために、国家や保護者に義務が課せられているからということですね。子どもたちが学校に通って教育を受けることは義務ではないんです。子どもたちが教育者の言うことに従うことも義務ではないんです。子どもたちが学校に通うことは権利です。であれば当然学校に通わない権利もあります。もちろん普通に学校に通わせるのがトータル的にはいいのかもしれませんが、しかし、学ばせるのが目的であれば、やはり学校にこだわらなくてもいいと私は思っております。

2016年にできました教育機会確保法では、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることと定めています。これまでは個々の状況には関係なく、学校へ戻すことを目標にしてきました。しかし、この法律では、まず個々の状況を考えることが出発点だと、学校へ戻すことがゴールじゃないと、国がこれまでと180度違う対応に変えたんです。

教育長、これ学習指導要領にも明記されているはずですが、教育長は御存じですか。また先生方にも周知はされていますか。お願いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 先ほど私は答弁の中で、学校に戻すことが不登校の解消じゃないと、社会的自立がそうなんだというふうに申し上げたと思いますが、それから、子どもが教育を受ける義務があるというふうには申し上げておりません。保護者に、我が子に教育を受けさせる義務があると、そういうふうに答えましたけど。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） そうですね、義務教育の内容は、教育長がおっしゃったことは私も認識はしております。ただ、トータル的な答弁で、どうしても学校に戻すのが目的であるように思ったのと、先ほどの子どもたちの要望を聞いてもらえなかったというところですね、そこから義務教育、義務というところでちょっと提起して御質問いたしました。以上です。

先ほどの問2、今反問ですよ。

（質問の内容は何。）

その学習指導要領に明記されているのが御存じですかという。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 当然分かっております。ただ、先ほどの答弁を繰り返します。不登校支援の目的は、教室復帰ではなく社会的自立ですと、こういうふうに私は申し上げたと思います。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） はい、ありがとうございます。

社会的自立ですね、もちろんそのとおりでと思います。であれば、そしたらですね、不登校の児童のほとんどが学校に行かれていない時間は、御自宅にいらっしゃるというデータがあります。子どもたちはもう授業についていけないから行きたくないと言っている子もいます。勉強したくないわけじゃないんです。今のこの瞬間にも、学校に行っていない子は授業を受けられないんです。どんどん後れをとっていつています。

今の時代、オンラインで授業をすることがそんなに難しいことでしょうか。リアルタイムじゃなくてもオンデマンドでもいいじゃないですか。不登校の子どもたちにも学校からタブレットは支給されていますが、家で眠っているだけです。全く活用されていません。家にWi-Fiの環境がないわけじゃない、使い方が分からないわけじゃないんです。

ICT教育はなぜ進まないのでしょうか。このICT教育についても2年前の令和3年6月の第2回定例会で質問されています。そのときの教育長の答弁では、オンライン授業が早くできるよう努力していくとのことでした。教育長この2年間でICT教育が進んだと思われませんか、お願いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） かなり進んでいると思っています。2年前から比べるとですね。

それから、何ですか、タブレットを使って準備はしているんですけども、不登校で学校に来てない子どもが、そのタブレットの前まで行き着けない、こういう現状もあります。それから、今、欠席者、不登校にかかわらず欠席者に対する実績としては、山北小学校が電子ドリルキュビナですね、それから木葉小学校も電子ドリル、それから板書の配信、玉東中学校が電子ドリル、それから授業の配信の準備はできております。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 今の答弁でいくと、2年前にも同じような答弁をされていまして、私からするとあまり進んでいないように思われます。先生方もこのICT教育には苦労はされるとは思いますが、うまく活用すればかなりの業務効率化にはなると思います。例えば、宿題もわざわざ紙にインクを使って印刷する必要もないし、一瞬で回答が出てくるので丸付けをする必要もないんです。そして全部データがとれるので、この子はこの分野が苦手だとかの分析もできます。さらに言うと教科書も端末に集約すれば、あのすごく重たくて高価なランドセルも必要なくなります。このタブレット、ICT教育には、それだけ、いやそれ以上の可能性を秘めています。そして、これこそが子どもたちの将来の可能性にも必ず影響します。だからこそ高いお金を払って買ったんじゃないんですか。後に早くから取り組んでいる地域との差が必ず出てきます。時間は待ってくれないんです。子どもたちも同じように年を取っていきます。

以前私が読んだ本にこう書いてありました。収穫加速の法則と、これまでの10年間の文明の変化が今後1年で起こり得ると、もうそういう時代になっています。少しの遅れが指数関数的にどんどん遅れてきます。一刻も早く取り組むべきです。

そして、私もこのICTというかネットにはかなり助けられました。私自身も学校が大嫌いだったんです。皆さんも御存じかとは思いますが、私は高校に行っておりません。中学校もまともには通っていません。中学の学力テストでは、1学年約300人中最後から10番目ぐらいを争っていました。簡単な四則演算ぐらいしかできない頭で社会に出たんです。まあ何も分からないことだらけです。知らないこと、分からないことばかりでした。

ちょうどそのころにヤフーという検索エンジンが世の中に広まりました。分からないことをちょっと調べれば答えが出てくるんです。この検索エンジンのおかげで、取りあえずの一般的な知識は身に付けたつもりですし、何とか会社も経営できています。今ではAIがもっと簡単に一瞬で答えてくれます。学校に通わなくても大人にはなれるんです。今でもろくに学校に行っていなかったことに対して後悔はしていません。ですが勉強はしとけばよかったと後悔しております。学校じゃないところで学べる場所があればよかったと。当時の私もなぜ学校が嫌いなのか分かりませんでした。大人になって今思えば、分刻みで1日が決められ、不自然な校則でしぼられ、先生には命令され、集団行動でみんなに合わせると、でもそれが子どもの義務であると、それに従わなければ次第に先生にも見放され、親と会話することもない、そりゃあ非行にも走りまわすよ。暴走族をしてブンブンブン大きな音を立てて、俺はここにいるよって、助けてって訴えてたんだと思います。今、学校に行けてない不登校の子どもたちも昔の私に近い心情があるんじゃないでしょうか。心の中では助けてって思っているんじゃないでしょうか。当時、学校でも

ない家でもない第三の居場所があれば、もっと有意義な少年時代を過ごせたんじゃないかと、そう思えてなりません。

私は、この町の子どもたちに昔の私のようになってほしくないんです。この町に生まれ育って良かったって、楽しかったって思ってほしいんです。そして、この思いこそが少子化対策にもつながると思うんです。子どもの頃に楽しかった思い出がないのに、大人になって子供を産もうなんて思わないですよ。そのために未来ある子どもたちに第三の居場所をつくっていただけないでしょうか。これは喫緊の課題なんです。民間に任せてでもいつになるか分かりませんし、民間のフリースクールができたとしても入学金に約10万ぐらい払って、学費に毎月約3万円とか払えないですよ。今の経済状況下でこれだけ物価も上がって、子どもの教育にまで格差の影響を受けさせるんですか。子ども真ん中社会の実現に向け、公益な機関で子どもたちを助けていただけないでしょうか。

町長、これ町のホームページに載っていました。町長の今年の年頭のあいさつにて、子どもたちに明るい未来をつなぐため、だれもが住みたい町の実現に向けて邁進してまいりますと。先ほどもおっしゃいました、教育と福祉のまち、教育が大事と。先日のお買物券、皆さん大変喜ばれておりました。あの5,000万もの専決をさくっとこなせる町長ならこれぐらいできるはずですよ。この町の将来を担う子どもたちの明るい未来のために、是非前向きな御答弁をいただけないでしょうか。お願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田大樹君の一般質問にお答えします。

こういう質問は未だかつてなかった。感心しているけどね、なかなかそこを解決するのは難しい問題です。やっぱりね、どういうふうにしていいのか、親たちはどう考えているのか、子どもがどう考えているのか、それをね、やっぱりしっかり把握せんと解決の道は開けんだろうと思う。そういう親とね、1回話し合いをしてみたい。どういう方法がとったが良いのか、それがなかったらね、なかなか難しいと思う。どういうことを希望するのか、そして希望することがね、可能かどうか。やっぱりね、行政というのは一部門だけに回答するわけにはいかんと、全体を見ながらやっていかないと、そこをね、しっかり把握しながらやっていかないと、1回そういう親御さんとね、話し合いをしてみたい。子どもたちがね、どう考えているのか、私自身も把握してみたいと思う。そして良い方法があればね、前向きに取り組んでもいいんじゃないかなと。なかなかね、やっぱりこの小さな町でね、そういう取り組みをしたことがないから難しい面もあるけど、できるかできないかやってみる必要はあるかと思う。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

不登校の問題は、もはや単なる子どもたちの問題ではなく、我々大人、行政、政治が作り上げた社会全体の問題だと考えています。この問題を解決することも、またそのために必要なものやはり大人であり、行政であり、政治であると思います。何に焦点をあて予算を投じるべきか、

この町の子どもたち、そしてこれから生まれるこどもたちの未来がかかっています。先ほども申しました子ども真ん中、いや子どもど真ん中社会の実現に向け、是非お願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君の質問を終わります。

続きまして、4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、本年の大雨災害について伺います。

①前回9月議会でお尋ねした、今年度大雨災害に対する激甚災害指定を玉東町も受けたことに関し、今、現状はどうなっているのか、進捗状況の詳細を伺います。

②西安寺地区住民から、豪雨災害時に声があがり、西安寺川の上流域は何十年もの間、河川掘削工事が行われてないため、木が大きく生い茂り、竹が田んぼの畦まで繁っている状態で、河川氾濫も間近であり、周辺の地権者も困り果てている。河川氾濫がでないうちに掘削工事はできないのか、伺います。

以上2点、町長に伺います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問には、建設課長にまずは答弁させます。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の大雨災害等についてということで、令和5年6月29日から7月3日にかけての大雨による災害発生の状況については、災害発生後、直ちに現地測量及び設計業務に取りかかり、9月議会の一般質問で内容をお答えしたところでございます。

御質問の大雨災害に対する復旧の進捗状況でございますが、公共土木施設5か所の災害査定を9月25日、農地、農業用施設7か所の災害査定を10月16日に終了し、補助採択を受けることができました。これにより公共土木施設においては、11月中旬に5か所すべての工事契約を締結し、発注済みでございます。

また、農地、農業用施設においては、本日12月11日が入札の開札日となっており、今後1週間以内で工事契約を締結して発注を行い、いずれも今年度内の竣工を予定しております。

続いて、西安寺川の件ですが、西安寺川の掘削工事についての御質問ですが、熊本県が管理する河川に関する内容でございますので、玉名地域振興局土木部に現在の状況について確認した結果を踏まえてお答えします。

現在、県では、肥後伊倉木葉間のJR橋梁から、同じく木葉田原坂間のJR橋梁までの約2.2キロについて、木葉川改修事業に着手しています。西安寺川は白木川、木葉川と合流し、菊池川に注ぐ1級河川ですが、河川改修は下流側から改修することが原則であることから、上流域に位置する西安寺川においては、未改修となっております。玉名地域振興局土木部では、約141キロに及ぶ河川を管理されています。

議員御指摘の西安寺川を含め、河川内に木や竹が繁茂している箇所は多数存在しているとのことです。このような河川については、現地状況や流域への影響等も考慮して、予算の範囲内で準

じ対応しており、西安寺川についてもはっきりとした時期は示せないが、引き続き検討することでした。西安寺川を含め町内を流れる河川の土砂堆積や、草木、竹などの繁茂に対する掘削、伐採については、当町からも管理者である県に対して要望を行っているところでございます。また、豪雨時における避難の呼びかけなど、警戒避難体制の構築を継続し、住民の皆様の安全、安心の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、大雨災害の①の質問の件ですけど、大雨災害の町内ですね、町道と農道の復旧工事に伴う町民への周知、取り計らいはどうなっているか伺います。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

工事前の住民への周知ということですが、今回の災害復旧工事については、町道などの公益災害発生地区においては、区長及び関係者に工事着手のお知らせをし、地区住民へ業者からの周知が行われております。また、農地災害においては、これから施工業者が決定して、現場説明を実施し、受益者及び区長への周知の運びとなります。基本的には公共工事の着手に関しては、該当する地域並びに関係者への事前のお知らせを原則としており、また、現場において工事予告看板の設置による周知を行っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今、建設課長のほうから答弁をありまして、工事の周知の取り計らいを説明を受けましたけど、年末に入りまして、年明け1月までの工事が始まると思うんですけど、区長を通じてからの工事の連絡、区長からの各組頭さんへの連絡で届くと思うんですけど、それに加えて町内の有線放送あたりで工事箇所の片側通行、全面通行止め、そういったのを出してはどうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

周知を広く行うということは必要かというふうに思います。現在のところ防災無線の活用というところまでは考えておりませんが、今後参考とさせていただき、地域住民に広く周知ができるような体制を構築したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 課長が検討課題と申しましたけど、町長はこの件はどう思われますか、周知に関して。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の御質問にお答えしますが、課長が答弁したからそれでいいんじゃないですか。県道、国道、国道は建設省だから有明、県道は町内業者が請け負う

こともありますから、県道の場合は防災無線で周知してもいいと思うけど、集落の道路の整備に関しては、その地域の人が主に関係するもので、防災無線を使うのはいかがなものかと私自身は思っております。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 工事箇所がですね、通学路、そういった場所もありますので、やっぱり町内で周知を徹底したほうが、年末年始に向けての適切な方法だと私は思いますけど、いかがでしょうか町長。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

先ほど答弁しましたように、県道においては大方の住民の人が通られるから周知する必要があるかと思いますが、通学道路、これ部落の道路については、そこは通学する人が分かっているから、防災無線で放送するほどではないだろうと、私はそう思っています。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 私はですね、通学路であるし、小学生、中学生、高校生等が通る箇所が工事でもし事故等が起きた場合を心配して、周知の徹底を図ったらどうでしょうかという質問で、建設課長でもよろしいですから答弁をお願いします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

工事着手前においては、当然ながら通学路の管轄の教育委員会、それから町内には巡回バスもまわっております。巡回バスの管轄の保健介護課、そういったところとは横の連携を図り、工事期間のお知らせ、協議をして工事に着手しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） この件は今までどおりの周知のやり方という方法があると思うんですけど、今後、先ほど課長が申されたように、検討課題ということで私も受け止めて、次の質問に入ります。

②のですね、町内河川の県側の管理河川と玉東町管理河川の区分箇所を伺います。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 御質問にお答えいたします。

県河川、町管理河川の棲み分けでございますが、まず県管理河川は、木葉川、白木川、浦田川、西安寺川、以上4本の河川でございます。町管理河川については、浦田川、西安寺川、東山川、梅木川、白木川、折口川、坂門田川、大城寺川、以上8本の管理河川となります。

今、説明の中で、浦田川、西安寺川、白木川は県と同じ管理河川となっておりますが、ここで浦田川については、県管理河川から上流の1.4キロメートルが町管理の河川となります。白木川については、白木川上流、県道玉名植木線から上流の1キロが町管理河川となります。西安寺川

については、西安寺公民館から上流3.5キロ、これは県と重複した管理河川ということになります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今の説明で西安寺川の3.5キロが県と重複しているという説明だったんですけど、町の管理と県の管理が3.5キロ合わさって管理を行っているわけですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） そのような管理の体制になっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、管理をする場合は県と町のほうで話し合っって河川の管理を行うわけですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 狩野議員おっしゃるとおり、県と協議をしながら管理を行っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それで西安寺川の公民館からの上流なんですけど、そちらのほうもここ何十年来町と県のほうで工事が行われていないと思うんですけど、そういった計画は今後どのように思われていますか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

私どもも現地を確認して、西安寺川の現状を把握してきました。確かに一部竹それから木の繁茂の状態があります。ただ、河川は河川内に葦というのが繁茂しますけれども、基本的に河川の掘削については、土砂の堆積を見ます。土砂の堆積量を見ると、熊本県との話でもありましたが、まだそんなに多く堆積しているわけではございません。ただ、議員の御指摘のとおり、草木、竹といった繁茂の状態は一部見受けられますので、そういったところは今後県とさらに協議をして進めたいと思っております。

ただし、河川についてはですね、特に浚渫、掘削工事になりますが、下流の漁業組合との兼ね合いがございます。そういった漁業組合との協議のもとに、工事時期、施工計画しながら進める必要があります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今、河川敷も両サイド繁茂して草木が生い茂っている状態のところが多い見受けられますし、そういった伐採のほうをですね、県のほうに是非要望をされたらいかげでしょうかと思います。掘削工事は全部川の掘削をしてしまうと、下流行きにどっと水が流れ込み

ますから、ある程度の掘削の範囲があると思うんですけど、先ほど申した川の両サイドのですね、繁茂を皆さんも住民の方が伐採してくれということで要望があがっていますので、町長もですね、お尋ねしますが、6期23年の実務者でもあり、県側に河川管理の要望についてはどう考えられますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

今、建設課長が答弁したとおり、町としても県に対しては要望していくと。しかしながら、今、木葉川の大改修をお願いしている状況です。何でもかんでも言うても県も金がない。金があったらやってくれるんじゃないかなあと。要望はしているんだけど、なかなかそれが思うようにいかないと、木葉川の改修をまずやらんといかんと。以上。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 町長もですね、これだけの長い年数の実務者だから、そのへんのほうは県のほうに要望を申し出すれば、上流域も何とかなるのではないですか。どうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えしますが、県に言うてもなかなか聞けないところは聞けないでしょう。お金があるかないかです。金があればやってくれるんじゃないかなと。6期23年になるから、そここのところ県と話ができるんじゃないかと言われますけど、そここのところはね、なかなか厳しい面もある。そこで木葉川の改修をやってくれと言うとるから、やっと木葉川の改修にかかってくれとるんだから、あんまり無理は言えないという状況です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） そこを町長に無理難題を県のほうにお願い、伝えてもらうようにしたいですね。

それではですね、最後になりますけど、私が県のほうへ県の取り組みとして、住民による河川内の伐採について回答をいただきましたので、ここで読ませていただきます。

河川の美化活動の普及と県民の美化に対する意識の高揚を図ることを目的として、「くまもとマイ・リバー・サポート」事業というものがあり、内容とし、地域住民やボランティア団体、活動者が加入する傷害保険の保険料の補助や美化活動に必要な用具の提供などの支援を実施、地域住民で伐採等の活動をされる際に活用していただきたいとのことです。申請にあたり、県、玉名地域振興局工務課へ申請書を提出お願いいたしますとのことでした。

※として、玉東町役場には申請はできないため、直接県へ相談されてくださいとのことです。

以上、これで質問を終わります。

○議長（松尾純久君） これで4番、狩野勝次君の質問を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時56分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして、7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 一般質問を始めます。

組織及び運営の改革について。

役場庁舎完成で人員や施設などの集中、分散などが大に行われると思いますが、ゆめ・ステーション・このはの指定管理者との契約は来年3月までと思いますが、再契約や新たな業者選択についてはどんな状況ですか。

それから、ゆめ・ステーション・このはとぷらっとぎょくとうの運営管理を一本化する考えはないか。また、役場職員を派遣しての運営への方向転換はどうか。

地域おこし協力隊について、今後も精力的な採用を行う考えか。今までの採用状況や成果を含めて説明を町長にお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問には、まず担当課長より答弁をいただきます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

一つ目と二つ目の御質問は、木葉駅前活性化施設ゆめ・ステーション・このはの管理全般に関する御質問なので、まとめて答弁させていただきます。

ゆめ・ステーション・このはは、代表企業を九州総合サービス株式会社、構成企業を株式会社くまもと健康支援研究所とする共同企業体を指定管理者として指定、議員のおっしゃるとおり、指定の期間は令和6年3月末までとなっております。

次期管理体制等について、現段階における当該施設の管理の方向性について御説明します。

管理形態については、町直営ではなく、引き続き指定管理者による管理とすることを考えております。したがって、公益的法人等の職員の派遣等に関する条例に基づく職員の派遣については考えておりません。

事業者の選定については、玉東町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定により事業者を決定したいと考えております。具体的には、次期指定管理者として、一般社団法人ぷらっとぎょくとうを候補者と考えており、現在は同条例の規定により、当該法人と事業計画や事業内容等について協議を進めているところであります。協議が整い、当該法人が次期指定管理者としてふさわしいと判断したときは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、令和6年3月の議会定例会において、指定管理者の指定に関する議案を御提案いたしますので、御審議いただきたいというふうに考えております。

これまで御説明してきたとおり、来年度からは一般社団法人ぷらっとぎょくとうにより、玉東町観光拠点施設ぷらっとぎょくとうと、新たにゆめ・ステーション・このはを加えて、一元管理する方向で事務を進めております。特に賑わい創出という部分では、ぷらっとぎょくとうの支援

業務に従事している地域おこし協力隊のこれまでの経験値、スキル、創意工夫、そして情熱を生かして、賑わいづくりや話題づくりに大いに挑戦してくれることを期待して答弁いたします。

続いて、地域おこし協力隊について御説明します。

はじめに、玉東町における地域おこし協力隊の採用状況について御説明します。

これまでに7名の隊員を迎え入れております。うち2名の隊員は任期が終了、現在は5名の隊員が地域活動に従事しております。

次に、その7名の隊員の実績について御紹介します。OGの■■隊員は、熊本市から転入、ぷらっとぎょくとうの立ち上げ当時から施設運営に尽力、メディアに対し特産品や観光面など、玉東町の魅力を積極的に情報発信、また、デザイナーのスキルを生かし、町の観光スポット等に様々なデザインを装飾、特に木葉駅に設置した駅ピアノへの装飾は、町内外から高い評価を得ています。現在玉東町に定住。

OBの■■隊員は東京都から転入、IT技術に精通、そのスキルを生かし、ホームページの見直し、LINE求人システムの構築、観光PR動画等の制作に取り組みました。また教育現場では、デジタル化の推進、児童生徒へのプログラミング教育へのサポート、玉東フットパスのシステム構築などを行いました。

■■隊員は奈良県から転入、ぷらっとぎょくとうの施設運営を支援、不知火を原料としたアイスクリームや太秋柿を原料とした柿バターなど、新たな特産品を開発、今後は観光資源の企画立案、空き家の利活用などへの活動にも期待しております。

■■隊員は玉東町出身で、埼玉県から転入、ぷらっとぎょくとうの施設運営を支援、木葉山トレッキングの実施、現在はハニーローザと日本ミツバチの蜜蝋を使ったハンドクリーム作りのワークショップを計画中、■■隊員同様、観光資源の企画立案、空き家の利活用などへの活動にも期待しております。

■■隊員は熊本市出身で、東京都から転入、農業に興味を持ち、昨年はぎょくだんメンバー等から農業技術を学び、今年は本格的にみかん栽培に挑戦、併せて、本町が日本一の生産を誇るハニーローザの園地の管理や、SNSで情報発信を行っています。

■■隊員は兵庫県出身で、熊本市から転入、夫はウクライナ人、英語がビジネスレベルであり、ウクライナ語も初級レベル、ウクライナ避難民支援事業の日本語支援、通訳補助、避難民の生活支援に従事、併せて、多文化共生事業にも従事しています。

最後に、■■隊員は熊本市から転入、熊本大学では外国人向けの日本語講師も務めています。本町では、ウクライナ避難民支援事業の就職支援、就学・進学支援、医療機関へのサポート等の支援業務に従事、併せて、多文化共生事業にも従事しています。

最後に、地域おこし協力隊の今後の受け入れの方向性についてお伝えします。

定住促進という視点では、OGを含め隊員6名とその家族6名の計12名が玉東町に移住しており、都市部から地方への新しい人の流れづくりや人口増加に寄与しているものと捉えております。また、地域活性化という視点では、地域おこし協力隊の活躍の場は、地域や行政業務等の場面において、多種多様に存在するものと捉えており、これからも隊員の導入を図りたいと考え

ております。町としては、地域おこし協力隊事業を最大限活用することで、多くのよそ者や若者を町へ招聘し、新たな視点により、気づきや発想による町のさらなる発展につなげたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） まず町民の声をちょっと先に言いますね。「ゆめ・ステーション・このははどがんだったですか」と聞いたときですね、「行ったこつもなかない」と、こういう方もいらっしゃるんですよ。今、一生懸命皆さんがね、あれだけやっているのにまだ行ったことがないという人もいますからね。じゃあ喫茶店と同じで、一ぺん行けばまた行こうごんなとこつというような感じで、一ぺん行ってくださいて、そのあとどうしたらあそこの場所を生かせるか意見を聞かせてくださいとは言ってるんです。

で、そこでお尋ねしたいのがね、もう5年になると、最初よりも行った人が大分増えていました、私の周りで聞けばね。じゃあこの5年間の入館が、方向性だけ、こういうことやったから増えていますとかいう具体例があるんならね、そのへんをちょっと紹介していただけないかなあと思っています。横ばいでは困るから。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

全体的なですね、お客さんのどうだったかという大枠についてはですね、若干の右肩上がりではあって、少しずつですけれども駅前賑わいというものはですね、少しずつですけれどもでき上がってきているのかなと思っております。

具体的事例を申し上げますと、令和元年からですか、始まって、令和2年からコロナ禍になったんですけれども、コロナ禍の中でもですね、イルミネーション事業においては、4回すべて実施することもできましたし、併せて、駅ピアノコンサートとかも4回続けてやれています。またプラス加えてJRウォーキング等々ですね、イベントもですね、併せて駅前を使ってやっているので、少しずつではありますが、駅前賑わいというものはですね、段々右肩上がりに徐々にではあるんですが、創出できているのかなというふうにはですね、企画財政課のほうでは自己評価をしているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 企画してデザインして、駅前でこういうものを造ればね、こういうふうになるだろうと想定されたと思うんですよね。担当者、当事者としては。でも現状との違いというのは何かありますか。こう思ってたけどこれだけではできないで、何でかというのではありませんか？町民がね、笛吹けど踊らずというのは、これは日本国民性があるんじゃない。

先日、イルミネーションの点火式がありましたよね、あのとき孫を連れて行く、良い場所だと思って孫と2人で歩いて行ったんですけどね、若い人が多かったですね。それと私等の世代からすれば当然かもしれないけど、顔が分からない方もいらっしたけど、私の孫が5歳ですけ

ど、近づいていってその子どもたちとじゃれ合っていたから、ああその人たちのお母さんだなあと分かったんですけどね、あの人たちの知恵を借りてですね、あそこを生かしたらどうかなあと、私のほうから見れば、例えばカラオケをあそこで歌えるようになったとかっていても、反響というか響きが悪いからそこでは歌いたくないとかって聞いたりするしですね、農産物ももうちょっと豊富にあればいいのになあとか、土産物とかぬいぐるみなんかは結構多くなっていますけど、ちょっとああいうゆめ・ステーションに来られた方のね、意見のアンケートでも投書箱でもね、置いとったらどうかなあと思います。

それはともかくとしてですね、次、先ほどの答弁の中に入っていきます。指定管理業者に対して、ゆめ・ステーション・このはに年間630万円、ぷらっとぎよくとうに年間500万円の委託料を払っていますが、これは合っていますか。

(はい。)

なら続けます。あとでね、合わせて1,100万もかと、これもすね、ちょっと町民が納得してもらえないところもあるんですよ。そがんそこまででちょっと反発的にですね、だから質問の材料に持ってきたんですけど、町民の理解を得られないからですね、だからぷらっとぎよくとうと指定業者は、さっきの説明にちょっと分からなかったけど、指定業者が別々にあるんですよ現在はね、それを一本化とか、例えば温泉センターじゃないんだけど、役場直営的なね、提案を私はしたんです。

もう一つの理由にですね、企画財政課の皆さんが感心するほどに、前のめりで企画や事業展開を本格的にされています。そして、地元の各団体との協力も十分得られていますので、この際、自前の運営に移行したらどうかと考えました。それに地域おこし協力隊員を職員と共に、先ほど言われたようにですね、管理運営に関与させて、人材育成の場にしたらと考えたのですが、役場職員と指定管理委託の試算、例えば、さっき1,100万もかかるという、それはされたことがあるのかな。ちょっとひと言。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 林議員の御質問にお答えします。

まずもって委託料の話ですけれども、議員がおっしゃるとおりですね、予算ベースでいけば、ゆめ・ステーション・このはは630万ほどの委託料ですね。一方ぷらっとぎよくとうも予算ベースでいけば、確か500万弱ぐらいの予算を組んどったと思います。ぷらっとぎよくとうについては、実績額は430万ほどです。合わせて1,000万程度の委託料を予算化して払っているというのが一つと、あと答弁でも申したようにですね、来年度以降はですね、一般社団法人ぷらっとぎよくとうという一般社団法人が、ぷらっとぎよくとうとゆめ・ステーション・このは併せて一元化にするところで今、進めているということをおし添えておきます。

それから、それぞれの委託料についてはですね、当然企画のほうでいろいろ歳出とかを試算してですね、そして委託料という額をそれぞれ設定するということにお答えしておきます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ一本化というのはもう本格的になさるわけですね。

（その方向で今、進めています。）

そうなるとう度はもちろんその試算なんですけど、二本立てと一本立てというところのその委託料というのは当然減るでしょうね。そのへんの試算というのはどのくらい減りますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） そのへんの試算はですね、これからです。当然ですね、議員がおっしゃるとおり、二つの施設を一つの法人が一元管理化するわけですから、当然その委託料というとはですね、圧縮されるという方向で見込んでおります。その試算についてはですね、これから今、予算編成に向けてですね、試算のほうを、作業のほうを行っていきたいというふうに思っています。今回一元管理化することですね、駅前のさらなる賑わい創出と事業費の抑制の両立をですね、図っていききたいというふうに考えております。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 地域おこし協力隊員をですね、ぷらっとぎよくとうで行政のほうでうまく使って成功していると。逆に玉東町が今欲していることを穴埋めできる人材がやってきてくれているんですね。思えば第1号の人が非常にお気に入りだったけど何か月か以内で帰られたんでしょう、1号の人。2号の人が帰ったか。ああいう場合もあるからですね。

そこで私がお尋ねしたいのがですね、その一本化になったところをですね、人材育成の場として経験を積んでいただき、2年後、あるいは3年後このまま玉東町に住もうかとか、この町で会社でも興してみようかとの思いを醸成できないかと思うんです。

そこで質問しますけれども、地域おこし協力隊員は何人でも採用できるんでしょうか。そしてまた、制約があったりとか、いや何人でもて言われたって、私たちの知らない難しい点が何かありますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） まず、人数の制約についてはですけども、特段の何人までというような制約はありません。あと採用するにあたってのですね、要件についてはですね、結局これは地方創生の趣旨を鑑みてますので、三大都市圏から地方に移住するということがありますので、住所要件、都会から田舎のほうに移るとかいうとがあるんで、関東の都市圏とか関西とか、そういった都市圏から、あるいは熊本市、政令指定都市から玉東町に移るというような住所要件はあります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ例えば、取りあえず2年分、3年分ぐらいの給料は国から出ますよね。いやあ1人雇えば負担もあつとたいて、金銭的な追い銭とか、厚生福利とかという、そういう難しい点はあまりないんですか。1人雇えばどうのというのはないの。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 林議員の御質問にお答えします。

まずその人件費についてはですね、現行の制度では、人件費と活動費ですね、活動費は実際の活動とか住居費とかですね、そういったものを含めて1人当たり480万円まではですね、国の財政措置がなされるというような制度となっております。そのほかプラスアルファでうんぬんするということはですね、今のところそういった事例はありません。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ一番最初に質問の理由に言ったように、今度役場の庁舎もできて、ひとつの集まりの場もできますよね。駅前ができるのと集中と分散、施設の、あそこで行いよったのはこっち、こっちで行いよったのはこっち、中央公民館のもこっちですとかで、集中したり分散したりするはずですよ。そういう面で、この際、5人でも6人でも精力的に地域おこし協力隊員を採用してみろかという考えはいかがなんでしょう。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

そういう考えはありません。職員に負担がかかってくる、余分な協力隊を入れれば、それはしない。それと集中分散というのがありますけど、教育委員会は教育委員会、ふれあいの丘における保健介護課と町民福祉課、これの2課を3課にする、2課はこっちに持ってくると、1課は向こうに置くという考えで、このゆめ・ステーション・このは、これのぷらっとぎょうとうとの一体化、以前はですね、私も無償で貸してもいいんじゃないかと、無償、今、金を出しているわけですよ、無償で貸すということは出さなくていい、そしてこちらが考えとることをやってくれればいいんだという考えだったんですけど、ぷらっとぎよくとうに1回任せてみんですかという職員からの提案があった。で、ぷらっとぎよくとうでやらせてみようかと。その代わり今は6時でやめています。6時以降電車が降りるときは寂しいです。10時ぐらいまで開けさせようと、そしてやっぱり賑わい場所の提供だと。

当初、ゆめ・ステーションを造った目的は、駅前が賑わい創出だったんですね。ところが実現できていない。6時に閉めてしまうもんで暗くなってしまうと、それじゃ意味がないと。しかし、当初5年間の契約をやりましたから、5年間は待たざるを得んのかと。そこに私も携わってらんだからいかんだったかもわからん。私が造って目指したのは、10時ぐらいまで開けところかという思いだったんです。ぷらっとぎよくとうと一体化というのは、監査委員からも両方やっつるのは無駄だとやっぱり指摘があって、これはもう一体化だと、一体化で民間に委託しようかと思うた、ぷらっとぎよくとうはぷらっとぎょうとうで残しながら、民間にやらせようかと思うとった。しかし、監査委員から一体型がいいんじゃないかという提案があったから、今、一体化で、ぷらっとぎよくとうか、そこに地域おこし協力隊もおるから、そこに任せてみろかと、その代わりいろんな条件を付けてやらせようと思うとる。将来的にはあれは町が金を出さず、逆に金をもらえるように、そういう施設にしたいと私は考えているんです。まだ今のところそこまで至っていないですけど、将来的には稼げる施設にしたいと、そう思っております。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 先ほど協力隊員を採用したら、我々が分からない難しい点があるかとい

ったのは、今、町長が言ったように職員の負担ね、マンツーマンで指導しなきゃならないというのがあるんだろうという想定で聞いたんですけど、福利うんぬんとは言いましたけれども、ただですね、今、非常に循環的に採用で良いほうにまわっている、先輩が新規採用の隊員に教えるという部分の組織化というかな、そういうつながりというか、先輩が後輩に教える、今度は、次年度はまたそういう、そういう連鎖で協力隊員を次から次と、せっかく今の課長さんたちは、国の補助金なんかをよく持ってきてくれる、非常に上手、また非常に思う以上に高額のを引き出してくるから、身分2年、3年は国がみてくれる、無償というわけじゃないんだけど、大いにね、精力的に雇って、そういう連鎖をつくってもらいたいなあと思ってたの発言でした。

せっかく、せっかくて言うといかんけど、町長が発言していただいたんで、最後にお尋ねしたいんですけども、駅前とか駅周辺の開発がどんどん行われてきました。今、目で見えるのは、木葉駅構内のエレベーターです。その後のデザインというのはもう描きつつあるんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） このエレベーターが完成しましたあとには、オレンジタウン側からエレベーターを付けてみたいと、向こうから乗り降りできるように、その交渉を2年ぐらい空けないかなんかと思う、JR側と、今、オレンジタウン側からは不便です。一旦渡ってこなんから。将来的にはそこから乗れるように、そして、TSMC、この状況を見ながら、恐らく住宅は向こうは土地が高くなるとるから、周辺の玉東辺りにも土地を求めてくる人がおるんじゃないかなと思っております。そういうときに葉山苑のある向田地区、あそこを将来的には住宅街になれば、ものすごく便利がいい町になりやせんかなあと、住居にして。

その前に高齢者集合住宅というのも考えてみたいと。介護ヘルパーが少なくなっていくと、そういう中で、元気だけども家では子どもたちがもう巣立って見るものがないと、ちょっと買い物とか不便とか、介護度1とか2とかなった場合に、集合住宅であればヘルパーさんが何人も見ることができるんじゃないか。そして都会に行った人がそこに寮母さんを雇っとけば、そこに電話すれば安否確認もできると、そういう施設を目指したいなあと。それは県道改良、山北口までの県道改良が進んでいきます。まだ時間がかかります。そういうときに立ち退き等がでた場合に、町で買収してアベニール木葉みたいな形で造っていききたいなあと、そういう思いはありますけど、自分がおる間にそこまで行き着くかどうかはこれは分からない。次に受け継ぐ者がそういうことをやってくれるかどうか、そういう人を後継には指名したいと、そういう思いで今おります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあまとめます。過去木葉というところは、3月1日、2日には植木市があって、そのあと玉名でやって、そのあと植木でやるというぐらいに玉東町というか、木葉というのは栄えていました。特に高月商店街というあの賑わいは、私たち子どものとき、私は山北の上白木ですけども、もう木葉に行くのは憧れの場所みたいだったんです。そんな賑わいがあったんですけどもね、その賑わいを復興させよとまでは言いませんが、先ほど出ました空き家、空き地対策を兼ねてですね、商店街の整備をしていただくと、「玉東町はどこが繁華街な、

どこが中心な」て聞かれた場合に、「そら俺げん真ん前たん」と冗談では言いますが、やっぱり木葉駅がですね、中心だて、ならいっぺんどま行ってみるかというぐらいの、よその町から見ての中心街、商店街を造ってもらえたらいいかなあという発言で終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質問を終わります。

続きまして、6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） こんにちは、お疲れさまです。6番、坂本です。よろしくお願ひします。

3点ほど伺います。

まず1点目に防犯対策について。

犯罪の抑止や捜査に防犯カメラが役立っています。現在の町内における防犯カメラの設置状況と今後の増設計画について伺います。

2点目、子育て支援について。

18歳（高校3年生）までインフルエンザ予防接種無償化を。

現在町では0歳から中学3年生までインフルエンザの予防接種を無償化しており、近隣の市町村では自己負担が高い中、大変助かっていると聞きます。町では9月末よりインフルエンザが流行し、町民体育祭も中止になりました。高校生は町を出て各方面に進学しており、感染リスクも他世代よりも多いと思います。特に高校3年生は進学や就職など進路決定に大事な時期であり、子育て支援の一環として助成拡大すべきと思うが、町の考え方を伺います。

終わりに、これは吉住議員の質問と被りますが、住宅開発について。

TSMCの熊本進出により、大津菊陽方面では地価が高騰しています。玉東町も通勤圏内であり、土地を探す人も増えていると聞いています。今後の町の住宅開発の予定を伺います。

よろしくお願ひします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問に対しましては、まず担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の一つ目の御質問にお答えいたします。

この質問に関しましては、昨年の12月議会で吉住議員からも同じような質問を受けております。答弁の内容につきましては、ちょっと同じようになりますが、御了承いただきたいと思ひます。

現在の町内における防犯カメラ設置状況につきましては、通学路や交通量の多い場所を中心に、木葉地区に6か所の7台、山北地区に2か所で2台の、町内合計で8か所に9台を設置しており、議員御指摘のとおり、犯罪の抑止や警察の捜査に役立つものと考えております。

また、今後の防犯カメラの増設計画でございます、今後も状況を見ながら設置場所を計画してまいりたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 6番、坂本議員の二つ目の御質問にお答えします。

まず、有明管内の助成状況を説明します。

荒尾市、18歳まで1回の上限2,000円、玉名市、小学校就学前まで1回の上限が3,000円、和水町、18歳まで1回の上限3,000円、南関町、18歳まで1回の上限2,000円、長洲町、18歳まで1回の上限2,500円となっており、玉東町では、議員が質問されたとおり、中学3年生以下全額助成、高校生以上は1,000円の助成を行っています。

今年度のインフルエンザの患者数は、有明管内において、9月11日の週に注意報レベルの1定点当たり10人を超える11人、それ以降は増加傾向で推移し、警報レベル1定点当たり30人を超え、現在は40人から、先週の報告ですと70人程度と非常に流行している状況であります。インフルエンザは、ワクチンを接種することで抗体、免疫を体内に作るため、小児では大人より回数を増やし、年に2回接種を行います。

日本小児学会では、6か月以上13歳未満については年2回接種、13歳以上は1回もしくは2回接種を推奨しています。玉東町では、これに併せより早い時期から負担を無く接種し、重症化予防できるよう助成を行っています。

インフルエンザは自由診療となっており、医院ごとに接種費用が異なるため、中学3年生の義務教育期間までは助成金額の上限を決めず助成を行っています。高校生以上64歳までの方につきましては、多くの年代で接種いただき予防に努め、集団免疫をつけていただきたいと考え、現在の助成方針としております。

現時点において、高校生に対する助成金額の拡大は検討していませんが、議員の御意見も参考にし、今後も玉名市などほかの市町村の助成状況を確認しながら、事業の実施、検討を行っていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 6番、坂本議員の最後の質問にお答えいたします。

先ほど吉住議員の質問に対して、町長の答弁と多少重複する部分がございますが、御理解ください。TSMCの進出が熊本県にもたらす波及効果は絶大なものであり、新たな工場建設や雇用創出により、地域経済にプラスの影響を与えることは確実であると感じているところであります。また、技術の流入や地域の産業インフラの向上など、周辺産業にも良い影響が及ぶことが期待されます。そのような期待が膨らむ中、当町から菊陽町は距離約25キロ時間にして約40分の範囲であり、通勤も十分可能であることから、当町からも数名の方が勤務されているとの情報も得ているところでございます。

これまで福岡県や熊本市に通勤できる範囲のベッドタウンとして、宅地分譲整備を進め、定住促進を図ってきた経緯と実績は御承知のうえかと存じますが、人口減少に歯止めをかける施策においては、住環境整備等をさらに強化した定住促進を図ることは、いっそう重要性を増すものと

考えられます。

そこで期待するのが民間企業の参入であります。民間企業の参入は、地域経済の活性化や住宅需要の解消に大きく貢献することが期待されます。市場のニーズに応じた効率的な開発や施工を行うことができ、新たな住宅地の供給を通じて、地域の発展に寄与します。民間企業の積極的な参入は、地域の持続可能な成長と住宅市場の活性化につながることから、大きく期待を寄せているところであります。町としてもこれまでの宅地分譲開発の実績を生かし、地域のニーズや地域社会の発展を促進するための計画や取り組みを充実させ、分譲地整備については引き続き重要施策と捉え、行政サービスの充実や交通の利便性などの立地条件の強みを発信しながら、さらなる定住促進の推進を図れるよう、民間企業の参入を視野に入れた効率的な住宅開発を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） まずですね、防犯対策からなんですけど、木葉に6か所7台、山北に2か所の2台ですね、この場所ですね、それと以前からですね、稲佐のサテライトの誘致のときに、防犯灯、防犯カメラ、これの設置をですね、サテライトが進出することによってできるというようなことをですね、再三にわたって言われていたんですけど、サテライト業者が防犯灯を今まで付けられたかどうか、その2点ですね、お願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 防犯灯とカメラですか、防犯灯についてはちょっと私のほうも確認をしておりますが、防犯カメラについてもサテライトのほうから付けられたのは私も確認していません。ただ、サテライトからいただく環境協力金、それを使って町が立てるということはすることになっております。

以上です。

（もう一点、場所ですね、カメラの場所。）

場所は正確にがよかですよ。ただですね、8か所あるんですけど、猪の鼻付近、それから木葉は高月の付近ですね、それからもう一つ木葉はオレンジタウン付近、それからオレンジ公園付近、それから5番、町、それから稲佐公民館付近、それから白木ですね、木村店付近、それから8か所目ですかね、8か所目に上白木の山北小学校入り口付近、オレンジタウンが2基、同じ1か所に2基設置してございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） サテライトの防犯カメラなんですけど、やはりずっと請願とかですね、この間ずっと稲佐地区とか出りましたですね、サテライト誘致については。その中の文言にもですね、サテライトができれば防犯カメラは付きますよ、何も付きますよというようなうたい文句が非常にあったわけなんです。ところが開業しても付かない、そういう付いとらんとということですね、今後町と業者との協議を1年間に1ぺんは開くということですので、書いてありましたの

で、そのへんをですね、やはり業者のほうには最初に進出する前に言うといったことは、やはりちゃんと実行してくださいというようなことをですね、今後の協議の中で是非言ってもらいたいと思います。

それとですね、今、農機具あたりの廃品回収で非常にですね、農家に、あれはなかですか、これはなかですか、おらんときにもですね、小屋の中ば見てさろきよる人がおっです。いろんなところからですね、やはり玉東町はよそから入ってくる道は限られておりますので、やはり原倉のほうとか、原倉の西のほうとか東のほう、それと二俣の入り口ですね、そこらあたりに防犯カメラを付けとけばですね、必ず通過すつとき分かると、そういうことを是非言ってもらいたいというような要望があります。やはり非常に外国の人たちもですね、そういう廃品業者が来られております。最初に幾らで買うて言うといったばってんが、いざ積むとユニックで積んだけんその代わりが要るもんとか、そういう話も聞きますので、非常に、警察問題にはなってはいませんが、トラブルもですね、非常に出てきております。そういうようなですね、ことがトラブルがあつてですね、やはり防犯灯もきちんと付いとけば、あとから何かあつてもですね、ちゃんと分かるという、そういう抑止効果ですね、そこらへんも含めてですね、是非お願いしたいと思います。

それとこの5年間ぐらいのですね、刑法犯の犯罪、これを把握されておりますかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 刑法犯の犯罪につきましては、資料はいただくんですが、ここにちょっとございませんのではっきりは言えませんが、ただ、今回の防犯カメラに対して、犯罪が起きたものに対して、防犯カメラの捜査協力をした件数についてはちょっと控えております。ただ、令和3年度で1件、これは窃盗に絡むもの、令和4年度で1件、これは交通事故に絡むもの、それから令和5年度で3件、これは町議選に絡むものと合志市からの当て逃げの捜索、それからおむつ不法投棄で警察のほうから協力依頼がありましたので、カメラについて協力をさせていただきます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） じゃあれですね、私がちょっと調べたところではですね、平成30年度が1件、それと令和元年が8件ですね、それと令和2年が8件、それと令和3年、稲佐のサテライトとは関係ないと思いますが、この年にはですね、17件、令和4年が10件、本年度はですね、10月末で5件の刑法犯の犯罪となっております。以上、付け加えておきます。このようにですね、やはり犯罪というものは段々と増える傾向にあります。

それともう一つ、防犯カメラが役立つのは、老人あたりの認知症でですね、徘徊したときに見つけやすい、このこともですね、是非念頭に置きながらですね、言ってもらいたいと思いますが、増設の計画は今のところなしと言われましたが、来年度予算の中にですね、やはり計画していくべきじゃないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

増設の計画はないということはないんです。私はですね、増設計画は指示しておりました。ところがいつの間にか忘れてしまつとる。サテライトからお金をもらったのだけを使うというような感覚に陥ってしまった、職員が。そうじゃなくて町独自でも計画を持っていくと、それは坂本議員が今、言われたように、徘徊、この心配は前々からあったわけよ、部落の出口にはずっと付けていけと。それをいつの間にか忘れて怠つとったということだから、ちゃんと来年度は予算をしっかりと組ませます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） はい、ありがとうございました。

それでは、2点目にですね、予防接種なんです、予防接種をですね、高校生になったら何人ぐらいが対象者になるか、人数が分かればお願いします。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 16歳から18歳の年齢につきましては、157名です。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 157人で、それ以下の人たちに対する接種の補助ですね、これをしたら大体予算的には幾らぐらいになりますかね。

（総額。）

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） 補助のですね、金額にもよりますけど、和水町並みにですね、3,000円を上限と仮定してしますと、大体31万4,000円増額となります。

以上です。

（無償化じゃないの、無償化よ。）

無償化ですか。無償化となりますと、医療機関ごとにですね、インフルエンザの接種金額が違いますので、ちょっとどこで受けるかでですね、若干変わってきます。安いところだと3,000円程度で受けることも可能ですし、高いところで接種されると、私が知っている範囲では5,380円というふうな形になりますので、それのですね、157名分というふうなことでお考えいただくといいかと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 玉東町もですね、子育て支援やですね、福祉の町というふうですね、言っておられますが、やはり玉東町が最高、一番上を走つとったんですが、段々と下が追い付いてきております。やはりですね、人口減対策とかいろんなことを考えればですね、やっぱりよそよりもですね、ちょっと進んだことをやりよかんと、なかなか発信力が弱い。このことはですね、最後の住宅政策、これとも関連しますが、そこらあたりはどうですか。

これは町長がよかかんしれんばってん。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

いろんな面で玉東はよその町よりも先んじて手当てをやってきたわけです。高校生の医療費の無料化というのは早々とやったと、インフルエンザはまだやっていないということだけど、何でもかんでもやってもいいかという問題があります。ほかの町との兼ね合いも考えていかなければならない、すべて良くしていくということは財政的にも今度は負担があると。3,000円の負担だったら31万どしこかということですけど、バラバラだそうです。3,000円でできるところもあるかと思えば5,000円から出ているところもあると、やるとするならば上限を決めてやらなければならないと。しかし、今年は1万円の買物券を出したと。これはよその町はやっていない。何でもかんでもやると財政的に無理がくるから、様子を見ながら新年度にやれるかどうか検討していきたい。以上。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 課長ですね、答弁の中に、5,000円から3,000円ぐらいというふうにですね、幅があると言われましたですね、やはり町からですね、その医療機関に対してですよ、よその市では3,000円ぐらいでやりよるところのあるけん、よかならこんぐらいできんですかとか、そういう交渉はできんとですかね。

○議長（松尾純久君） 保健介護課長、清田浩義君。

○保健介護課長（清田浩義君） この部分につきましては、あくまでも医療機関で設定される自由診療というふうになっております。ですから高齢者等ですね、定期接種、高齢者の定期接種につきましてはですね、金額のある程度の決定がされるんですけど、それ以外の部分につきましては、町のほうからですね、ここに幾らにしてくれ、それで対応できたところで例えば安いんで接種してくださいとかですね、そういうふうな部分はできないというふうになっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 非常に難しい問題だというふうに思いますが、いろんな相手と交渉するときですね、かまえて行くといかんけん、少しずつ話ながらでもですね、そういう機会を持ったときにですね、少しずつぐらいそういう話をしていくとか、いろんなやり方があって思うとですよ。よければですね、議会でこういうような無償化についての話が出ましたが、先生はどう思われますかとか、そういう話をしながらですね、ちょっと予算的にも厳しかけん、こういうのはどがんかならんですかねとかですよ、そこらあたりもですね、是非課長、よければですね、今から安成先生あたりとも会われる機会があると思いますので、そのへんの話もですね、少しぐらいはなさってもですね、いいかと思いますが、まあこの点はこれで終わります。

最後にですね、TSMCの関係でですね、非常に町にもですね、多分いろんな空きの土地がないだろうかということではですね、アクセスしてくる人が多いと思います。なぜかという、大津とか菊陽、合志、あの辺に居を構えたならば、熊本市内まで通学が大変です。通学する人たちが、学校に、非常に時間がかかります。玉東だった旦那さんが勤めにいけば40分で行かれる。そして子どもたちが通勤、通学したら、もう熊本市内までですね、町長も先ほど言われましたが、

それこそ30分ぐらいで市内の中心部まで行きます。やっぱりそういうですね、最大のメリットを生かすためにもですね、是非宅地開発はやってください。

そして民間企業の参入と言われましたが、民間企業が参入するためにはですね、まずやはり私は道路をきちんと造っていくと、そういう計画を是非ですね、やってもらいたいと思います。なぜかという、民間が開発していくとですね、虫食い状態のごつなっていく。あとから道路の拡幅なんかできんとですよ。だから、やはりきちんと農道の拡幅あたりも今、二俣東ばやっておりますが、非常にですね、利便性が良くなりました。今から先ですね、上木葉地区なんかもですね、そういう対象になると思いますので、是非地区から要望が出ると道路の拡幅あたりはですね、積極的に進めてもらえば、必ず民間企業あたりもですね、参入しやすいと思います。そして虫食い状態になつとですね、もう死に土地が必ず出てきます。その死に土地を生まないためにもですね、きちんとした道路を造ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

まず開発を行うことについては、やはり行政側も都市計画をしっかりと立てて、開発に向けた協議が必要かというふうに思います。道路整備、特に山北地域においては、相当整備が進んだかというふうに認識しております。また、都市計画を進めるにあたっては、当然ながら用地の取得といった部分が非常に大きなハードルとなってきますので、そういった部分も含めた今後都市計画という業務をですね、しっかりと固めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 是非ですね、こういうチャンスはですね、今のTSMC関係のチャンスはですね、ちょっと逃がしたらよそに全部行きます。植木ですね、スマートインターのあそここの前も全部ごと住宅地になりよつですね。やはり早め早めにですね、手を打っていかんとよ所に遅れますので、是非ですね、やはり来年度ぐらいには何人かですね、そういうプロジェクトをつくってですね、やっていくようなこともですね、是非頭の中で考えながらですね、よ所に負けないまちづくり、是非やってもらいたいというふうに思います。

私の質問はこれで終わります。お世話になりました。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質問を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時10分

再開 午後3時19分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして、2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 皆様、本当お疲れさまです。功刀です。

それでは質問事項は、部活動地域移行について。

令和2年9月にスポーツ庁と文化庁は、「学校の働き方改革を踏まえて部活動を地域移行」と方針が示されました。令和5年度から令和7年度の3年間で改革集中期間として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとのことでした。

まずは、中学校の休日の部活動を段階的に地域移行していくこと。平日の部活動の地域移行については、地域の実情や進捗状況に応じて次のステップと位置づけられています。

部活動の地域移行は、少子化の問題や教員の働き方改革から部活動を地域移行にと私は解釈していますので、そのことについてお伺いいたします。

- 1、今、玉東町では、どこまで部活動の地域移行の改革が進んでいますか。
  - 2、検討委員会、協議会の設置がしてありますが、設置から何回の会議を行いましたか。
  - 3、玉東町の教員、保護者、生徒には、部活動の地域移行のことは説明してありますか。
  - 4、地域の移行した際に、その部活動の指導者が地域にいるのか。どのように指導者を探しますか。
  - 5、地域に移行した際に「保護者の負担」が高くなるのではないかと。例えば、指導者への謝礼とか。
  - 6、地域のクラブチームから中体連に出たときに、九州大会や全国大会にと行った場合は、町からの支援はありますか。
- よろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 功刀議員の質問にお答えします。

まず、部活動の地域移行改革の進捗状況ですが、玉東中学校には、野球、陸上、サッカー、女子バレー、剣道、柔道、バドミントン、吹奏楽の八つの部活動があります。進捗状況につきましては、結論から申し上げますと、まず剣道、これは平日と土曜、日曜日、野球、これは土曜、日曜日、この二つの部活動については、試験的に年明けの2月から地域移行をやっていこうというふうに計画を立てております。それから、来年度の夏の中体連大会のあと、7月以降になって、今までの試験的な様々な課題を参考にしながら、移行可能な部活動から段階的に地域移行を目指そうと考えております。

次に、会議の回数ですが、これまでに運営委員会を2回、検討部会を5回開催しています。教員、保護者、生徒への説明については、7月1日に保護者及び教職員に説明しています。その後地域移行についてのアンケート調査も行いましたが、地域移行についての反対はほとんどありませんでした。

それから、先ほど申し上げました剣道部と野球部についての指導者、保護者、生徒への説明は、剣道は12月4日野球が12月6日に説明会を行っています。

指導者の問題ですが、引き続き外部コーチに指導を担っていただきたいと考えています。外部コーチがいなく、学校の先生だけで実施しているのが、サッカー、バドミントン、吹奏楽です。サッカーについては、外部コーチの目途がたっています。残りの部活については先生の力を借り

たいと考えています。

保護者の負担ですが、現在保護者に負担していただく年間の部費は6,000円と、各部ごとに金額は少しずつ違いますけれども、毎月3,000円程度負担していただいています。また、国や県、町の補助金を活用して、できるだけ負担を抑えようと思っています。今のところ負担額はそう変わらないと考えています。ただ、地域移行に伴い、活動時間が変更になることが予想され、保護者の送迎の負担は今までより多くなるのではないかと予想しています。

ちなみに、保護者へのアンケート調査では、保護者の負担額は毎月2,000円から4,000円が適当との回答が一番多くありました。町からの支援については、今のところ現在の部活動と同じように、玉東中の生徒をクラブチームの対象に考えていますので、地域移行によるデメリットにはならないと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(もう一つ6番、教育長、6番、全国大会、九州大会。)

全国大会、九州大会の町からの支援については、現在の部活動と同じように、玉東中の生徒をクラブ活動の対象と考えていますので、地域移行によるデメリットにならないと、町からの補助は、支援はあると思います。

○議長(松尾純久君) 2番、功刀圭一君。

○2番(功刀圭一君) ありがとうございます。

教育長の答弁を聞いて、玉東町のこれに対します取り組みの進める方向について、一つは安心しました。でも寂しい部分も少なからずあります。部活動がなくなる、地域移行になる、本来部活動は学校教育の一環として、学生たちが自己を成長させ、様々なスキルや価値観を身に付ける場だと思っています。学生たちが自分の興味や才能に基づいて、主体的に取り組むことができます。活動であり、その過程でリーダーシップ、協力、努力、挑戦精神などの素晴らしい特性を養うことができます。どの活動も共通して大切なことは、自己表現や技術の向上だけでなく、仲間との絆を築き、互いに助け合い、目標に向かって共に成長し、生徒たちがクラスや学年を越えて交流を深めるのが部活動だと思っています。

でも少子化問題もあり、全国でも部活動も団体スポーツで、サッカーや野球にと部員の数が足りずに、ほかの中学校と合同で出ないといけない学校がかなり増えており、中体連も昔に比べるとかなりチーム数が減ったんだと思います。それに学校の先生たちの長時間労働が問題で、部活動の働き方改革を行い、先生たちが部活動の顧問や指導についているのが、長時間労働の一番の原因だそうです。部活動が地域移行に変わっていくことは理解していますが、いろいろと難しい問題があるのではないかと思います。お子さんを持つ保護者の方々は、部活動の地域移行にどのようになっていくのか心配の声も聞いておりますので、今回の質問をさせていただきました。

まず一つ目の質問では、地域移行の改革が進んでいることは分かりましたので、二つ目の検討委員会、協議会の会議が何回と質問しましたが、ちょっと名前が違いましたけれども、運営委員会の開催が2回と、それと検討委員会の開催は5回とありましたが、どのような方々で構成されているのか、教えていただきたいと思っています。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） まず、運営委員会につきましては、会長が私、副会長が玉東中学校の校長、それから、あと運営委員としまして玉東町体育協会の会長、それから町のスポーツ推進委員の委員長、玉東中学校PTA会長、それから教育委員会事務局長、それと学校教育課学校教育係、それから事務局としまして、玉東町教育委員会社会教育課、それと玉東町社会教育課この担当者ですね、社会教育課の担当者、それから検討部会につきましては、部会長が玉東中学校の教頭、それから副会長が玉東中学校野球部の地域指導者、あと部員としまして、玉東中学校剣道部地域指導者、それから玉東中学校PTA副会長、それから玉東町教育委員会事務局長、それから玉東町教育委員会学校教育課、それと教育委員会社会教育課と社会教育課の担当者の8名で構成しております。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

私が思っていた以上に会議の開催がしっかりしており、たくさんの地域のリーダーの方たちが集まって、協議に、検討にさせていただいておりますことにすごくうれしく思い、感謝いたします。

3番の質問について、先生、保護者、生徒には、部活動の地域移行について説明はありますかについてですが、説明もしており、アンケート調査もしてあるとのことでした。今回は地域移行は学校の働き方改革が一番だと思いますので、先生たちのアンケート調査の中で、部活動に対しましての不満の声とかありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 学校の先生で部活動を担当している先生方ですね、自分の専門の種目を指導している先生については不満はありません、ただ、自分が全く専門外の種目を担当している先生には、不満というよりもちょっと指導に問題があるというふうに考えておられる先生がおられます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

不満の声もある中で、部活動指導にとってもやり甲斐を感じている先生たちもおられると思いましたので、うれしく思います。玉東中学校では、具体的な試験活動で、野球部、剣道部がまずモデルとなるとおっしゃいました。それについてしっかりと保護者、生徒にはしっかりと説明し、理解を求められましたか、お願いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 先ほども申し上げたんですが、剣道部については12月4日、町の武道場において、それから野球部につきましては12月6日、中央公民館において、対象となったのは、各部の顧問、外部指導者、それから保護者、生徒で説明を行っております。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 特に保護者の方々からの不満の声というのはなかったということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、4番の質問で、地域移行した際に、その部活動の指導者が地域にいるのか。どのように指導者を探しますかですが、玉東町の中学校はとても恵まれていると思います。地域の方々が今現在も外部指導者として部活を指導してくれておられます。例えば、剣道、柔道、野球、陸上など、まだほかの部活もあられると思います。本当に感謝です。

私が地域移行で部活がなくなるんじゃないかと心配している文化部の吹奏楽部があります。昔に比べてかなり吹奏楽部の部員が少なくなったと感じております。教育の日や文化祭などで演奏をしてくれました。音楽の力は本当にみんなを元気にしてくれます。

私は昔、子どもが小学校のときにPTA会長をさせていただいたときに、熊本県PTA研究大会が玉名郡大会で、この玉東町の町民体育館に何百人という保護者の方々が集まりました。そのときにアトラクションで玉東中学校の吹奏楽部の皆様に演奏をしていただいたことを今でも覚えております。とても素晴らしい演奏でした。もっと吹奏楽部さんに活躍の場を設けてほしいと、本当は私は個人的に思っております。

夏の玉東町の夏祭りでの演奏で披露してもらったり、つい最近行われましたゆめ・ステーション・このはの点灯式でも演奏する場を設けてやることによって、部員の数も昔みたいに人気のある吹奏楽部に戻るんじゃないかなと思う次第です。部員が少ないことは分かっていますが、廃部とかにはせずに、地域移行でも吹奏楽部の存続をお願いしたいと思っております。地域移行に切り替わる時に一番難しいのが吹奏楽部といわれております。吹奏楽部について、これからどう考えておられるか、教育長にお尋ねしたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 今現在ですね、吹奏楽部は1年生の2名だけになっております。ただ議員おっしゃるとおりに、私自身は、これは中学校の校長もそうなんですけれども、文化部の系統の部活動は一つは残していきたいと。ただ現在の音楽の先生が来春で退職しますので、今、吹奏楽の指導ができる先生を探しているところです。町からも楽器をたくさん買っていただいておりますので、何とか部員を増やして、元の吹奏楽部を目指していければなと考えているところです。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

今、教育長のお言葉のほうから、もう部員の数が2名ということで、とても寂しくなったなど今、思っておりますけれども、何とかですね、存続させていただきながら頑張っていっていただきたいと思っている次第でございます。よろしく申し上げます。

そして5番で、地域移行にした際に保護者の負担が高くなるのではないかと。例えば指導者への謝礼とかいろいろほかにもあると思います。でも今の玉東町の地域移行としましては、活動時間も現状のままであるんじゃないかなと思うんですけれども、送迎とかの心配もないのかなと思っ

ております。地域移行した際には、今までの各部活動の月謝とかが上がるんじゃないかなともちよっと予想しておるところでございます。

それに今は外部指導者の方々に部活動の指導を行ってもらっておりますが、1年間指導していただき、仕事を終わってからの部活動の指導に来ていただき、土曜、日曜と部活の指導、それに試合とかにも行かれると思います。これを考えたときに、今、手伝ってくださる外部指導者の方々は、先生たちと何も変わらないと考えます。先生たちだけが良くなり、今度は外部指導者の先生たちが負担になってしまいます。

今、現状で外部指導者の賃金は5万円と確認しております。月に計算するなら約4,200円です。これから地域移行に移り行く中で、外部指導者への賃金の見直しをしていただきたいと思います。親が負担しなくていいようにしていただきたいと思いますところ。これから先にボランティア精神で指導してくれる方々が少なくなっていくんじゃないかなと私個人考えているところでございます。是非とも検討していただきたいと思います。いかがでしょうか、お願いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、下地哲雄君。

○教育長（下地哲雄君） 現在のところですね、指導者の1時間の単価を1,000円というふうに見込んで計算しております。ただ、国・県・町から3分の1ずつ補助はきますので、その補助金を最大活用しながら、できるだけ保護者の方々の負担を減らしていこうというふうに考えております。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。これからまた検討よろしく願いいたします。

6番の質問であります。玉東中学校の部活動の地域移行したクラブチームにおきまして、中体連の試合に出て、九州大会、全国大会に進んだときは、今まで同様に支援をいただくということで先ほど言われましたが、それでもよろしいでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

私はですね、地域移行は反対だったんです。今までどおり学校の先生とか、玉東町は早くから指導者は地域移行になっとったから、今さら何だと思った。地域移行にすれば、今度は町が指導者に対して負担せなんて、今まではそのクラブによった月謝を払って、指導者に対しては盆と正月にちょっとやりよったわけですね。柔道部はそうだった。ほかのクラブはどうだったか知らんけど、そういうやり方だったのが、今度は行政で負担せなんようになってくると、地域移行になったら。それは大変だと、しかし南関はね、地域移行にやっぱりやっていくともう早々と言いつつ。そうなってくると玉東だけ今までしよったけんそのままいいじゃないかて言うわけにはいかんから、地域移行になった場合は、保護者の負担は求めないと。やっぱり行政としてね、頑張っつてやっていかんかんだらうと、その負担が大きくなるなあとという考えで、地域移行は反対だと思つたんですけど、今、世の流れであつて、それはやむを得ないだらうと。やっぱり玉東で考えれば吹奏楽、このことだけが地域移行になった場合、これは難しいのよね。あとは全部地域移行に今やっているから、しかし、行政として頑張っつていきたいと思つています。頑張っつてく

ださい。

○議長（松尾純久君） 増額でいいですか。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

本当この地域移行に対してはですね、その自治体が受け皿となりですね、いろいろと何かお願いしたい分、やっぱりこの支援というのを頼む、そこはやっぱりしっかりと町長にお願いして、そしてこれからの課題の一つとしてね、町長に頑張っていていただきたいと考えているところでございます。

それと最後ですね、ちょっと一つだけ聞いておきたいことがあるんですけども、部活動がなくなり、地域移行にしたクラブチームに入らない子も出てくると思います。別の玉名市のクラブチームとか道場とかで、玉東町ではないほかの市町村でなられる子どもたちもいるかと思えます。それで玉東中学校の生徒がほかのクラブチームから中体連に参加して、九州大会とか全国に進んでいく子もいましたら、やっぱりその子たちにも玉東中学校の生徒でもありますから、是非とも支援をしていただきたいと考えているんですけども、町長、そのへんもう一度だけいいでしょうか。そのところまで含めてお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

その点は今もやっていますから、クラブ移行にしても問題はないかと思えます。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

私も思い起こせば息子が中学3年生のときには、剣道で九州大会のほうまで進んでいき、やっぱりどうしても高速代だったり旅費も要り、泊まって帰るところで試合に出させていただきましたけれども、本当に学校のほう、町のほうから、教育委員会のほうからですね、しっかりと支援をしていただいてですね、無事に親の負担もなく行かせていただいたことを本当にうれしく思っております。

それでですね、皆様、本当もういろいろとお願いすることばかりでしたけれども、地域移行に移っていく中でですね、やっぱりどうしても多少の支援がかかってくると、また増えてくると思いますが、しっかりと頑張っていていただき、検討していただき、保護者、子どもたちのためにより良い部活動が地域移行していくことをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質問を終わります。

これですべての一般質問を終わります。

55分まで休憩します。

---

休憩 午後3時46分

---

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 議案第54号 令和5年度玉東町一般会計補正予算（第6号）専決第6号

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第54号「令和5年度玉東町一般会計補正予算（第6号）専決第6号」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 議案第54号、専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。令和5年12月11日提出、玉東町長。

1、処分件名、令和5年度玉東町一般会計補正予算（第6号）。

2、処分年月日、令和5年9月27日。

提案理由、玉東町内共通買物券事業に係る経費を専決処分したものであります。

専決第6号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度玉東町一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分する。令和5年9月27日専決、玉東町長です。

続いて予算書のほうをご覧ください。1枚おめくりください。

専決第6号、令和5年度玉東町一般会計補正予算（第6号）。令和5年度玉東町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,404万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,264万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年9月27日専決、玉東町長です。

1 ページ目をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。補正を行った款項の区分のみ説明します。

2 ページ目です。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2,754万8,000円を追加します。

15款、県支出金、2項、県補助金、2,650万円を追加します。

3 ページ目です。

歳入合計、補正前の額に5,404万8,000円を追加し、60億8,264万5,000円とします。

続いて、4 ページ目、歳出です。

7 款、商工費、1 項、商工費5,404万8,000円とします。

5 ページ目です。

歳出合計、補正前の額に5,404万8,000円を追加し、60億8,264万5,000円といたします。

それでは詳細について御説明します。予算書のほうは8ページ目をご覧ください。

2、歳入、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は2,754万8,000円を追加します。

説明欄です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。重点支援地方交付金のうち、推奨事業メニュー分を充当しております。

15款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金は2,650万円を追加します。

説明欄です。物価高騰対応生活者支援交付金2,650万円となります。

続いて、9ページ目、歳出です。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工業振興費、5,404万8,000円を追加します。

説明欄です。内訳は、時間外勤務手当が7万円、報償費が1万7,000円、需用費は印刷製本費で、買物券冊子及びポスターの印刷製本費です。93万円、役務費は通信運搬費で3万1,000円、負担金としまして、町内共通買物券換金負担金として5,300万円を計上しているところです。

本補正予算は、物価高の影響を受けた生活者や事業者に対して、一刻も早く支援策をお届けするために専決処分を行っております。

どうぞ御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 9ページ、一番最後のページです。玉東町町内の共通買物券事業について、5,404万8,000円についてですが、これはもう今回の支援は6回目で、町民の人たちには支援は既に済んでいる、終わっているのですが、今までもですね、現金と買物商品券を町内一律で行われました。支援は本当に必要としている人たちに絞ったほうがよかったのではないのでしょうかということをお聞きします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、そのような考え方もございます。しかしながら、国の政策として低所得者向けにはちゃんと手当てがあります。町でそこに絞ればですね、また不満もできます。町としては今までどおりですね、平等に、所得が多い人はですね、買物券をもらわんということもできるんですから、そういう選択肢もあると。一律にですね、買物券を配布すると。町内の事業所の支援ということもあります。そういう意味で一律、今までどおりやってきたわけです。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今までのように今まで5回、今回で6回目、そういう気持ちで一律に、公平にということ町長は言われて、今までも支援はされて、通常普通の市町村は、今まで2、3回ということで、玉東は6回、非常によその町村よりも倍ぐらい支援をされた。国の支援もですね、低所得者についての支援としておりますが、各自治体独自の支援ということですね、それぞれの市町村でですね、例を言いますと、町民1人当たり一律1万円の商品券と、低所

得者世帯に7万円を同時に給付したところもある。それから、水道料金の基本料金をですね、数か月分補助した市町村もあります。子育て世代に特化した支援をしているところもあります。農業とか運送業あたりに、特に困っているところに支援を特化した支援をする、そういう市町村がそれぞれありますが、ただですね、6回も支援されて、本当にもう町民の皆さん全部そらあ支援はためになる喜ぶことでありますが、ただですね、いつも一律でというですね、行政側はですね、一番楽な方法、これですね、特化して寄附すればですね、いろいろやっぱり苦労して調査して支援をするのは大変なことです。相当大変ですよ。ただ、公平に一律ということはですね、本当に一番楽な方法じゃないかと私は思いますが、いかがですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

楽な方法と言われますけどそれはあなたの思いであって、職員についてはですね、大変な作業だったんです。普通ない作業をやらなければいけないと、余分な作業なんです。じゃあどこで切るかというですね、なかなか難しい。切ったところでですね、9,900円と1万円と、ここで切ったら、9,900円の方は1万円もらえる、1万円の方はもらえないというそういうのがありますから、やっぱり小さな町としてはですね、平等にしたほうが一番いいわけなんです。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 私の家族もですね、もう多分もらっとると思いますので、この提案に反対はしませんが、そういう気持ちで、町長言われましたように特化すれば相当大変、いろんな気も使いますし、また町民の意見もまた出てくるかもしれんし大変です。しかし、一律にされたということで、いろいろ各市町村もいろんな方法で手当てはされておられますので、そのへんをちょっと、今後も少し考えてはどうかということで、一応質疑として終わります。

○議長（松尾純久君） 大城戸廣澄君の質疑を終わります。

続きまして、4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、同じく9ページの歳出、款項を省きまして3節の職員手当等、説明欄で時間外勤務手当7万円、この明細がですね、人数分と時間の明細が書いてないもので、その説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

この時間外手当が26日、祭日に職員が出た分の時間外手当になりまして、10名が4,000円ですね、残り6名が1日出ましたので、残り5名が1日出ましたので、その分が6,000円となっております。

以上、お答えします。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） こういった明細が分かっているなら、ここの説明欄にですね、是非書き込む必要があつて、書いてもらったら分かりやすいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 4番、狩野議員の御質問にお答えします。

一応予算書を調整するシステム上ですね、一応掲載できる情報はここまでということで、ちょっとそれ以上の詳しい情報明細についてはですね、ちょっとシステム上難しいという面がありますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） そのシステムに入力はできないということですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 当然ですね、予算書を編成する、見積書を編成する際はですね、そういった明細は入力するんですけども、ペーパーとして出力する際にはですね、そこまでの情報はちょっと掲載するような仕様にはなっていないということです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第5 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第5、議案第55号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは御提案申し上げます。

議案第55号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年12月11日提出、玉東町長。

提案理由、令和5年人事院勧告に係る勧告内容に基づき、本町職員の給与等を改正するため、所要の改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

次のページからは改正文になります。改正内容につきましては、第1条で、民間給与との格差、3,162円を解消するため、初任給をはじめ若年層に重点を置いて、給料月額を平均で1.1%引き上げ、ボーナスを0.1か月分引き上げるものとなっています。

また第2条では、国の基準に併せ、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇級しないこととしたものでございます。

3枚おめくりください。3枚めくって新旧対照表をお願いします。

下のほうに11分の1とページがうってある分でございます。新旧対照表でございます。

ここでは改正文の第1条関係です。左が現行、右側が改正後案となっております。下線部分が改正の箇所でございます。次のページにかけまして、今年度の期末手当、勤勉手当について所要の改正を行っています。

次のページをおめくりください。2ページです。11分の2ページです。はい、次のページです。

このページの中段あたりの別表第1から9ページまで、給与月額表の改正でございます。

10ページをお開きください。よろしいでしょうか、11分の10ページです。

ここから改正の2条関係でございます。第4条第5項で、55歳を超える職員の昇級停止についての改正、以降は令和6年度からの期末勤勉手当の規定について所要の改正を行っているものでございます。

続きまして、改正文の最後のページへお戻りください。一番最初から3枚めくっていただきますと、中段で附則の部分でございます。大丈夫ですか。4枚目になりますですね、4枚目です。最初から4枚目です。中段の部分に附則と書いてある部分でございます。

施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するとします。

2項、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用するとします。

第2条、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすいたします。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第56号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松尾純久君) 日程第6、議案第56号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長(古閑康広君) それでは御提案申し上げます。

議案第56号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年12月11日提出、玉東町長。

提案理由、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じて、町長等の期末手当の支給割合について改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

改正文になります。特別職は人事院勧告の対象外ですが、本条例で期末手当は一般職の例に準じて改定されるため、支給割合について所要の改正を行っております。

附則といたしまして、下から3行目です。附則、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するとします。

次のページは新旧対照表で、下線部分が改正の箇所でございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) 新旧対照表ですね、1分の1ページ、この中の通勤手当及び期末手当の額等ですね、100分の125、100分の175とありますけど、これ金額的には幾らになるのでしょうか。関連質疑になります。

○議長(松尾純久君) 総務課長、古閑康広君。

○総務課長(古閑康広君) 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

金額としましては、1.75か月分でございますので、本俸に1.75を掛けますので、大体128万円となります。

以上です。町長の分ですね。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 100分の125と100分の175、この改正後は二つの条例がありますが、この125と175、この分の計算額は幾らになりますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

この125といますのは、これは一般職の職員の支給割合です。ですから、条例上この支給割合を町長、特別職のほうはですね、1.75と読み替えるというような条例の分でございますので、そういうことでございます。

以上です。

（はい、分かりました）

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第57号 玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第7、議案第57号「玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは上程いたします。

議案第57号、玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年12月11日提出、玉東町長。

提案理由、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じて、議会議員の期末手当の支給割合について、改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。改正文でございます。内容につきましては、先ほどの議案第56号と同じで、特別職の支給割合の改定により、所要の改定を行っているものでございます。

下から3行目でございます。附則といたしまして、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するとします。

次のページは新旧対照表でございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 1番、前田です。私は、選挙公約に議員報酬の削減を強く提言しておりました。それが下がるならまだしも上がるなど言語道断だとの立場で討論させていただきます。

私は、選挙に立候補するに当たり、地域の方々とお話をする中で、多数の方からこんな声をいただきました。「議員はよかよねえ」と、「年に4回会議に行くだけで、毎月何十万ももらえて」と。実際に議員にならせていただくと、もちろん皆さんそれぞれの役割があり、委員会があり、頑張っていると思います。ただ、事実がどうこういう問題じゃなく、町民の皆さんに見えていないのが問題ではないかと思います。

先輩議員の皆さんには大変失礼にあたるかもしれませんが、私も含め皆さんも普段どういう活動をしているか分からないし、土日や夜間の議会もないし、議会中継もないし、全く開かれた議会になっていないにもかかわらず、報酬を上げることに町民の皆さんの理解を得られるでしょうか。私は得られないと思います。

しかし、こういうことを言うと、だったら自分だけもらわないといいとか思われる方もいらっしゃると思います。私はそれでもかまわないと思っております。ですが、それをしてしまうと町民の方はどう思われるでしょうか。ますます議会に対して議員への不信感を抱くと思います。そしてこの報酬の問題を取り上げる際には、必ずなり手不足の問題にも直面します。このなり手不足は、主に若者の政治参加が取り上げられる場合がほとんどです。

では、例えば若くして仕事を辞めてまで選挙に立候補される方がもしいらっしゃったら、その方は間違いなく本物です。今までの安定した収入を断ち切ってまで議員になりたい、町のために働きたいと思われる方には応援すべきでしょう。議員みんなで少しずつ身を切ってその方を支援すればいいじゃないですか。1人だけ減らすことができるのであれば1人だけ増やすこともできるはずですよ。これこそが議会改革ではないでしょうか。

最後にもう一つ、本案を単純に国の人事院勧告に基づくものだから問題ないと思われてる方もいらっしゃると思います。ではなぜ国の人事院勧告が各自治体に委ねられているのでしょうか。それは自治体の独立性と適切な自治が尊重されているからだだと思います。独自の事情や予算状況

を考慮して政策を決定する必要があり、議員報酬についても柔軟なアプローチが求められ、これにより異なるニーズや要望に対応でき、より効果的で適切な政策が実現しやすくなるからだと考えます。

そもそもこの人事院勧告、これ人事院のホームページに資料が載っていました。その資料には、給与勧告の仕組みと、給与勧告制度の基本的考え方と、ここには民間企業従業員との給与水準を均衡させること、民間準拠を基本とすると書かれています。要は民間企業が上がってきたから公務員も併せましょうということですね。疑問に思わないですか。我々はダブルワークしていますよね。この考え方からするとそもそも論外ですよ。これでも国の方針に基づき、国に甘えることが議員として、政治家として正しい判断と言えるのでしょうか。私は一議員として、町民から民意をいただいている身分として、本案には反対いたします。

議員の皆様、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（松尾純久君） 反対の発言がありました。原案に賛成者の発言を求めます。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 玉東町議会は10人の議員がおります。それぞれ日ごろから、議員で選ばれた以上、町民の代表として議員活動はされております。私自身に限って言えば、日ごろから何か問題があれば調査もいたしますし、それから、それをちゃんと各定例議会が終わったあとには、必ず議会報告書として約1,000部を作成して配布して、皆さんに議会がどういうことをやったかというのを知ってもらっております。そういうことで、私自身は、議員は何もせんで何十万ももらってよかなという、それには全く同調はいたしません。

そういうことで、国が人事院勧告に従って上げなさいということでしたら、私たちの議員の報酬のほうもそれに従っていいんじゃないかと賛成いたします。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

反対ですか賛成ですか。

（賛成です。）

原案に賛成。

（原案のほうに賛成。）

ちょっと待ってください、反対からが先ですから、反対、賛成、反対、賛成。

原案に反対者の発言を求めます。

7番、林和廣君。

○7番（林和廣君） 私も過去議員報酬を下げろという提案をしました。そのときは記憶が定かじゃありませんが、多分2万4、5千円下げたらどうだと、提案に対して結果的には下がりましたけれども、9,000円ぐらいだったと思います。

先ほど前田議員がおっしゃった考えに私も元々近いんです。近いんじゃないなくて、私に彼が近かったのかもしれませんが、下げるということではですね、私は議員銘々は頑張っていると思います。議員改革をやれということではなくて、これは自ずと勉強を切磋琢磨しなきゃなりません。議会改革ですね、私は議員複数の、例えば4、5人で、木葉の議員が例えば山北中央公民館

に行って議会報告会をすとか、あるいは小さな地区に行って、3、4人で行ってすとか、そういうのも提案しました。あるいは、こういう10時から何時までという、昼間じゃなくてですね、サラリーマン、勤め人がこんなにたくさんいらっしゃる町の中で、サンデー議会、日曜日にやったらどうか、あるいは夜でもいいんじゃないかとナイター議会も訴えました。そして、最近子ども議会も提案しましたが、これもそういうつもりはないと。全員協議会の中では、一度も協議なされたこともありません。

そういった現状の中で、例えば1,000円でも1円でも上げるということに対しては、私も反対をいたします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 次に賛成者の討論を求めます。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 私はこの法案に賛成いたします。

理由としまして、私も議員になりまして会社経営も代表、会長兼を行っておりますけど、議員報酬をただただで、会長、社長職を省けばですね、その分、町の税収が減るわけですね。議員報酬もいただき、会社の会長職、社長職の報酬もいただき、その分玉東町に税金を納めております。

また、議員活動の中でも自分なりのボランティア方針という考えで、町内の町道整備、通学路整備を年4回行っております。そういった関連で、その本人がどういった考えを持っていらっしゃるか、議員報酬を要らないとおっしゃるなら、福祉施設等に全額寄附されてもいいんじゃないかなど。あ、寄附はだめ、町外は寄附はいいでしょう、町外の場合は、町内の寄附はだめだけど町外に寄附する分は大丈夫なわけですから、そこまで考えて討論した方がいいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） ほかに討論ありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで討論を終わります。

反対の発言がありましたので、これから議案第57号を採決します。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松尾純久君） 賛成多数です。よって、議案第57号は可決されました。

---

## 日程第8 議案第58号 玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第8、議案第58号「玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 議案第58号、玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。玉東町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年12月11日提出、玉東町長。

提案理由です。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に準じて、会計年度任用職員の期末手当の支給割合等について、改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。このページは改正文になります。中身につきましては、次のページの新旧対照表で説明いたします。3分の1ページを書いてある分です。

ここは新旧対照表で、改正文の第1条関係でございます。左が現行、右側が改正後案となっております。下線部分が改正箇所、今年度の期末手当について所要の改正を行っております。

次のページをお開きください。

次のページが改正文の第2条関係の新旧対照表となります。改正後案のほうをご覧ください。第3条では、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に勤勉手当が支給できることとなったための改正と、第9条、真ん中へんですね、第9条では、一般職に準じて期末手当の支給割合について所要の改正を行っているものでございます。

次のページをご覧ください。

ここでは勤勉手当支給について、第10条を追加し、所要の改正を行い、第11条以降は追加による条ずれでございます。

改正文へお戻りください。前から2枚目になります。下から3行目です。附則といたしまして、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するとします。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これか議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第59号 玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第9、議案第59号「玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは御提案いたします。

議案第59号、玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。玉東町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年12月11日提出、玉東町長。

提案理由です。令和5年人事院勧告に係る勧告内容に基づき、第2号会計年度任用職員の給与等を改正するため、所要の改正を行う必要があるためでございます。

1枚おめくりください。ここからは改正文となります。3枚おめくりいただき新旧対照表をお願いいたします。横書きの分でございます。よろしいでしょうか。

ここでは改正文の第1条関係の新旧対照表です。左が現行、右側が改正後案となっております。下線部分が改正箇所になります。このページから7ページまでは、人事院勧告の内容に基づき、労務職給料月額の改正を行っております。

8ページをお願いいたします。

8ページの下から2行目の（10）番ですが、文字が漏れておりましたため、今回併せて改正するものでございます。「の職務」が抜けておりましたので改正をさせていただきます。

次のページをお願いします。9ページです。

改正後案で、上から2行目の（13）、認定調査員の職務ですが、これまで所持する資格により整理しておりましたが、役割を明確化するため追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。最後のページです。

ここは改正文の第2条関係でございます。改正後案のほうです。第2条と第16条は、勤勉手当の支給について所要の改正を行っているもので、内容は第1号会計年度任用職員と同じでございます。第18条、第19条は、16条が追加になったところによります条ずれでございます。

改正文の最後のページへお戻りください。一番最初から4枚目です。4枚目の裏のほうになります。

下から3行目、附則の部分です。施行期日、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行するといたします。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第60号 玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第10、議案第60号「玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 冒頭に申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

めくっていただきまして、3枚めくっていただきまして新旧対照表がありますけれども、こちら1行目ですね、「議案第60条」となっておりますけれども「議案第60号」の誤りでございます。訂正をお願いいたします。

それでは、議案第60号を説明します。議案をご覧ください。

玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。令和5年12月11日提出、玉東町長。

提案理由、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布に伴う改正及び保険税水準の統一に向けた賦課方式の変更、税率等の改正をしたいので、この条例を制定しようとするものです。

次のページをお開きください。

改正条例になります。保険税率改正の概要については、お配りさせていただいております1枚紙の別紙で御説明いたします。熊本県は、すみません、一番下のほうに別紙を付けさせていただいております。こういった右肩に別紙と書いておりますものです。すみません、あったでしょうか。よろしいでしょうか。

熊本県は、令和6年度に県内自治体の算定方式を統一し、令和12年度に保険料水準の統一を目指しています。別紙は、熊本県が示す算定方式と賦課割合、そして玉東町の新保険税率の表になります。別紙の1番をごらんください。熊本県が示す算定方式賦課割合です。国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合計額です。今回の説明では、基礎課税額を基礎、後期高齢者支援金等課税額を後期、介護納付金課税額を介護と呼びます。この基礎、後期、介護は、それぞれを所得割、資産割、均等割、平等割で計算します。熊本

県が示しているのは、玉東町の算定方式から、すみません、玉東町では3課税を4方式で計算するので、444方式と呼んでおります。熊本県が示しているのは、玉東町の算定方式から基礎の資産割、後期の資産割、介護の資産割、平等割をなくした332方式を示しています。

次に、賦課割合は応能割といわれる所得割と資産割、応益割といわれる均等割と平等割の割合を50対50に、均等割、平等割の割合を35対15にすると示しております。

2、玉東町の国民健康保険税率案について。本表は、新保険税率の表になります。項目は左から算定方式、現行保険税率、新保険税率、差額、それにあたる条例の順に記載をしております。

新保険税率の欄を見ていただきますと、基礎の資産割、後期の資産割、介護の資産割、平等割が0になっていることを確認していただけたと思います。そして賦課割合についても、令和5年度調定額で資産をいたしますと、県が示す賦課割合に近い額になります。これは令和12年度の保険料水準統一を見据えた保険税率になっております。

それでは、条例改正については、新旧対照表で御説明をいたします。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表の1ページになります。

第2条第2項、基礎課税額の資産割額を削除します。第3項、後期高齢者支援金等課税額の資産割額を削除します。第4項、介護納付金課税額の資産割額、世帯別、平等割額を削除します。

第3条、1枚めくってください。2ページになります。

第4条、第5条、第5条の2により、基礎課税額を税率改正します。

第6条、第7条、第7条の2、1枚めくっていただきまして4ページになります。第7条の3により、後期高齢者支援金等課税額を税率改正します。

第8条、第9条、第9条の2、第9条の3により、介護納付金課税額を税率改正します。

続きまして、5ページになります。

第23条です。国民健康保険税は所得によって7割、5割、2割の軽減をいたします。その割合に併せた額の改正になります。

3枚めくってください。11ページになります。

第3項です。これ以降は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布に伴う改正になります。出産時の出産する人の均等割額を減額します。減額の期間は出産前月、出産月、出産月後2か月の計4か月になります。

以上が今回の改正になります。

附則になりますけれども、この条例は、令和6年1月1日から施行します。ただし、税率改正部分につきましては、令和6年4月1日から施行するとしております。

御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今、前田課長が説明の中で、別紙の説明欄で、ちょっと私、今回初めて見たような記憶がありまして、熊本県が示す算定方式賦課割合、その中の算定方式、基礎、

後期、介護、332ですね、この332の内容を詳しく説明してもらっていいでしょうか。賦課割合は50対50、35対15で数字的に合いますけど、この332の意味がちょっと私よく分からないので、詳しく説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

この332ですけれども、この表の2を見ていただいでですね、新保険税率の欄ですね、左から3番目の3列目ですかね、の欄になりますけれども、基礎の欄を見ていただいで、所得割、資産割、均等割、平等割と四つありますけれども、熊本県はこれを資産割を省いた算定方式で、基礎のとは計算するようにと示しております。ですので、これが332のうちの3ですね、まず最初の3になります。それと同じように後期と介護はですね、後期も算定方式が三つありますけれども、そういうことで3ということになります。介護を見ていただきますと、これが二つしかありませんので2ということになります。これを示しております。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今、表の説明で分かりました。新保険税率のこの資産割が0の数字、これを省いた所得、均等割、平等割の332ですね。介護だけが2になるわけですか。

（そうです。）

0が二つだからですね。その税率で計算されるわけですね。

（はい。）

はい、分かりました。以上です。

○議長（松尾純久君） 狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第61号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第11、議案第61号「機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは読み上げたいと思います。

議案第61号、機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年12月11日提出、玉東町長。

提案理由です。令和6年5月1日の機構改革に伴い、関係規定の整備を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

改正文です。機構改革につきましては、新庁舎への移転と子ども支援強化に対する新しい課の設置に伴うもので、内容につきましては、9月4日の議会全協で説明しておりますので、割愛させていただきます。

今回、機構改革に伴い二つの条例を改正する必要があるものでございます。新旧対照表へお願いいたします。1枚おめくりください。

新旧対照表です。現行が左側、右側は改正後案となっております。改正後案のほうをご覧ください。下線部分が変更箇所でございます。申し訳ございません、現行と改正後案を両方見ていただきたいと思います。第1条の課の設置規定ですが、3号の町民福祉課を町民生活課へ変更いたします。4号の保健介護課を福祉課へ変更し、4号の次に5号として保健こども課を新しく追加します。6号からは追加による番号のずれの改正でございます。

その下の2条の課の分掌事務につきましては、3ページにかけて課の分掌事務について所要の改正を行ったものでございます。

3ページをお願いいたします。

3ページの下の方の枠でございます。ここでは玉東町子ども子育て会議条例の改正になっております。改正後案のほうでございますが、第7条で課の設置条例改正に伴い、所要の改正を行ったものでございまして、保健介護課を保健こども課に改正をしております。

前から2番目の改正文のほうをお願いします。

一番下の行でございます。附則といたしまして、この条例は、令和6年5月1日から施行するいたします。

これで説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第62号 玉東町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長(松尾純久君) 日程第12、議案第62号「玉東町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、小島隆一君。

○建設課長(小島隆一君) 議案第62号を御提案いたします。

議案第62号、玉東町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について。玉東町簡易水道事業の設置等に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。令和5年12月11日提出、玉東町長。

提案理由です。公営企業会計の適用のさらなる推進について等を受け、令和6年4月1日より、玉東町簡易水道事業に地方公営企業法を適用するにあたり、新たに条例整備をする必要があるため、本条例を提案するものでございます。

1ページをご覧ください。こちらが御提案します条例案になります。

それでは、制定について御説明いたします。制定の背景については、先の議会全員協議会において説明をしたところでございますので、割愛させていただきます。

それでは条例文に入ります。第1条では、事業を設置する目的について規定しており、簡易水道は上水を町民に供給するためを目的として事業を設置する旨を規定しています。

第2条では、地方公営企業法第2条第3項等により、財務規程を適用する旨について規定しています。地方公営企業法では、簡易水道事業は法の部分を適用する全部適用と、財務や会計に関する財務規程等のみを適用する財務適用を選択することとされており、本町では、本事業について、財務や会計に関する財務規程等のみの適用を行うこととして規定しています。

第3条では、事業の経営に関する基本的事項として、経営の原則と事業の規模を規定しています。第1項では、地方公営企業法第3条に規定されている経営の基本原則を引用しています。第2項から第4項までは、事業規模について規定しており、各事業の事業計画にある地域、処理人口、処理能力を規定しています。

第4条では、当町の簡易水道事業における重要な資産の取得及び処分について、予算で定めるべき内容について規定しています。地方公営企業法第33条第2項により、特に重要な資産の取得及び処分については、政令の基準に従って条例で定めた重要な資産の取得及び処分について、予算で計上しなければならないこととされています。

また、同法施行令第26条3項では、町村区分における重要な資産の基準を700万円以上、かつ土地については5,000平方メートル以上のものとしていることから、当町条例の議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例に併せた基準、1,000万円以上を用いています。

第5条では、地方公営企業法第34条の規定により、賠償責任の免除について規定しています。法適用事業に係る職員の賠償責任の免除については、原則議会の同意が不要となっていますが、議会の同意を必要とする賠償責任の免除の基準額について定める規定をしています。賠償額が1万円以上の場合には、議会の同意を得て賠償責任の全部または一部を免除することができるものとしております。

第6条では、会計管理者が執行する会計事務について規定しています。地方公営企業法第34条の2の規定により、公営企業事業の出納その他会計事務は、管理者たる地方公共団体の長、及び公営企業会計部門で行うこととされていますが、同条のただし書の規定により、条例で定めることで一般会計部門の会計管理者に委任することができます。

第7条では、負担付きの寄附の受領や法律上の義務に属する損害賠償の額の決定について、議会の議決が必要となる要件を定めています。負担付きの寄附とは、寄附を受け入れる際に一定の負担を伴う条件を付せられ、かつ、その条件を履行しない場合は寄附が解除されるようなものをいいます。地方公営企業法第40条第2項の規定により、法適用事業に係る負担付きの寄附または贈与の受領や法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定については、原則議決が不要とされています。しかし、重要な事案に関しては議会の議決が必要と考えるため、議決が必要な負担付きの寄附または贈与の目的物価額、及び損害賠償の額の決定について、それぞれ100万円以上と規定しています。

第8条では、業務状況説明書類の作成について、作成期限を規定しています。地方公営企業法第40条の2第1項では、地方公営企業は、毎事業年度少なくとも2回以上の業務の状況を説明する書類を公表しなければならないものとされています。第1項では、作成時期について定めており、規定された期日までに業務状況説明書類を作成することとしています。第2項では、業務状況書類に記載する事項を定めています。第3項では、天災等のやむを得ない事情により、期日までに作成が間に合わなかった場合について規定しており、その場合、速やかに書類を作成しなければならないとしております。また、本条は普通会計における財務事情の作成及び公表に関する条例と同様の規定となっており、従前から行っている財政状況の公表と同じスケジュールで事務処理を執行する想定でいます。

附則では、本条例は令和6年4月1日から施行することを想定しております。附則第2項以降につきましては、当条例の制定に伴いまして、関係条例の一部を改正するものでございます。第2項以降につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、別紙の新旧対照表をごらんください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。附則の第2項は監査委員に関する条例の一部改正についてでございます。第7条は決算の審査、第8条は出納職員等の賠償責任の決定についてで、公営企業に適用するための改正で、地方公営企業法を記載したことによる文言の整理でございます。

続きまして、新旧対照表 2 ページをご覧ください。

附則第 3 項では、玉東町特別会計条例の一部改正についてです。簡易水道事業について、地方公営企業法の財務適用へ移行することにより、特別会計条例から簡易水道事業を削除し、これに伴う号ずれを整理するものでございます。

新旧対照表 3 ページをご覧ください。

附則第 4 項は、玉東町簡易水道事業基金条例の一部改正についてです。第 4 条、運用益金の処理については、地方公営企業法の適用により、歳入歳出を削除した文言の整理でございます。

新旧対照表 4 ページをご覧ください。

附則第 5 項は、玉東町簡易水道給水条例の一部改正についてです。本条例第 3 条に給水区域をうたうこと、令和 5 年 3 月議会において、玉東町税条例等の一部改正に伴う督促に係る手数料を廃止、また、水道料金納入組合の解散に伴い、簡易水道事業給水条例からそれぞれの条文を削除に置き換えるものでございます。

以上で玉東町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、及び関係条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 62 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 13 議案第 63 号 玉東町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第 13、議案第 63 号「玉東町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、小島隆一君。

○建設課長（小島隆一君） 議案第 63 号を御提案いたします。

議案第 63 号、玉東町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について。玉東町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1

号の規定により、議会の議決を求めます。令和5年12月11日提出、玉東町長。

提案理由です。公営企業会計の適用のさらなる推進について等を受け、令和6年4月1日より、玉東町簡易水道事業に地方公営企業法を適用するにあたり、新たに条例整備をする必要があるため、本条例を提案するものでございます。

1ページおめくりいただいて、今回提案いたします条例になります。

それでは条例案を御説明いたします。

第1条では、条例の趣旨について規定しています。簡易水道事業の運営において、剰余金が生じた場合の取り扱いについて、必要な事項を定めることとしています。

第2条では、利益が生じた場合の処分等について規定しています。第1項では、毎事業年度利益が生じた場合の処分の順番について定めています。まず初めに、前事業年度からの欠損金がある場合は補填をし、次に残額を減債積立金と建設改良積立金に内部留保として積み立てることとしています。最後に、残余の額を利益積立金として積み立てるよう定めています。第2項では、積立金を目的別に積み立てることとし、各号に定める目的以外の用途に使用できないことを定めています。第3項では、積立金を使用した場合には、資本金に組み込むこととします。第4項では、議会の議決を得た場合のみ目的外に積立金を使用することを定めています。

第3条では、資本剰余金が生じた場合の処分等について規定しています。毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に積み立てることとしています。

附則では、本条例は、令和6年4月1日から施行することを規定しています。

以上で玉東町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第64号 玉東町職員等の旅費の支給の特例に関する条例を廃止する条例の制定  
について

○議長（松尾純久君） 日程第14、議案第64号「玉東町職員等の旅費の支給の特例に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは読み上げいたします。

議案第64号、玉東町職員等の旅費の支給の特例に関する条例を廃止する条例の制定について。玉東町職員等の旅費の支給の特例に関する条例を廃止する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和5年12月11日提出、玉東町長。

提案理由です。玉東町職員等の旅費の支給の特例に関する条例が制定され15年以上が経過し、財政状況が改善されたことに伴い、日当の支給を行うため本条例を廃止する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。改正文となっております。

本条例につきましては、行財政改革の一環で、職員の日帰り日当の支給停止について、平成18年3月に、平成18年度から2年間の期限付きで制定されまして、平成20年3月には、期間を当分の間と改正し、今日に至っております。制定から17年以上、改正から15年以上が経過し、財政状況も改善されたことから、日帰り日当の支給を再開するため、本条例を廃止するものでございます。

改正文の一番下の行でございます。

附則といたしまして、施行期日、この条例は、令和6年4月1日から施行するといたします。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15 休会の件

○議長（松尾純久君） 日程第15、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日12月12日は、議案調査のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、明日12月12日は休会することに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこれで散会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

---

散会 午後5時21分